

## 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一

### 1 行政相談委員意見

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

新規で口座を開設する場合、被後見人の本人確認書類として、運転免許証や健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）などの提示を求められることがあるが、金融機関へ提出した成年後見に係る登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）には、被後見人の住所、氏名、生年月日等が記載されているため、当該登記事項証明書でも被後見人の本人確認はできると思われる。他方、登記事項証明書のみでも手続ができる金融機関もある。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

(注) 本件は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条に基づき、センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。

### 2 前回会議での審議結果（令和 2 年 9 月 17 日）

金融機関へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について、警察庁と協議

法人名義で口座を開設しようとする場合には、法人の本人特定事項を確認するための登記事項証明書と、法人の代表者等の本人確認書類を確認すること等によって、犯収法上の本人特定事項の確認と認められるのであれば、法人を成年被後見人に、法人の代表者等を成年後見人に置き換えて考え、成年被後見人名義で口座を開設しようとする場合には、成年被後見人の本人特定事項を確認するための登記事項証明書と、成年後見人の本人確認書類を確認することで足りるのではないか。

また、成年被後見人の本人確認は家庭裁判所で済んでおり、登記事項証明書には十分な証明力があるので、銀行で改めて本人特定事項の確認をする必要はないのではないか。

### 3 警察庁の説明

(1) 犯収法では、法人の実在性を担保する公的書類の種類が自然人とは異なることや、法人に係る情報は一般に自然人よりも把握しやすく、顧客等が自然人の場合に比べて不正が行われにくくと考えられること等を踏まえつつ、自然人と法人の性質の違いに応じて、それぞれの種別ごとに取引時確認事項や本人確認書類の種類、本人特定事項の確認方法を定めている。

その上で、顧客等が法人である場合には、自然人（取引担当者）が実際に取引の任に当たることとなることから、法人に係る確認方法により行う顧客等の本人特定事項の確認に加えて、自然人に係る確認方法により取引担当者の本人特定事項の確認を行うこととしている。また、顧客等が自然人である場合であっても、代理人等が実際に取引の任に当たる場合には、自然人に係る確認方法により行う顧客等の本人特定事項の確認に加えて、自然人に係る確認方法により行う取引担当者の本人特定事項の確認を行うこととしている。

したがって、顧客等が法人の場合に、顧客等の本人特定事項については法人に係る方法で、取引担当者の本人特定事項については自然人に係る方法で確認を行うことは、法人の性質上当然のことであり、顧客等が自然人である成年被後見人である場合について、成年後見に係る登記事項証明書が存在するからといって、自然人である成年被後見人を法人と同様に扱い、自然人である成年被後見人の本人特定事項の確認方法について、当該登記事項証明書のみで行うこととは適切ではない。

(2) 警察庁としては、成年後見人の選任手続それ自体や登記事項証明書の記載内容の真正性を問題視しているのではなく、成年後見に係る登記事項証明書等の一を限り発行又は発給されたものではなく、かつ、写真が貼付されていない書類については、運転免許証等の一を限り発行又は発給された写真付き本人確認書類と比較して、偽造やなりすましのための悪用が容易であることを問題視している。

このため、犯収法施行規則においては、特定事業者が成年後見に係る登記事項証明書等の一を限り発行又は発給された写真付きの書類ではないものの提示等を受けた場合においては、これに加え、健康保険証等の他の本人確認書類の提示を受けたり、顧客等の住居宛に、取引関係文書を転送不要郵便物として送付したりすること等により、顧客である成年被後見人の本人特定事項の確認を行うことを求めているところ。

(3) なお、仮に、成年被後見人名義の新規預金口座の開設に際し、成年後見に係る登記事項証明書の提示のみで本人特定事項の確認を行うこととした場合、成年後見人が成年被後見人の意思に反して不正に口座を開設し、横領した同人の財産を隠匿することが容易になるなどにより、成年被後見人の利益が害される可能性がある。

したがって、成年被後見人を保護し、支援するという成年後見制度の目的を最大限に尊重するためには、本件要望に係る成年後見人のニーズや負担の実態等を定量的に把握し、犯収法施行規則の改正の必要性を極めて慎重に検討する必要がある。また、上記リスクを伴う当該改正以外のより適切な手段についても検討すべきと考える。

なお、FATF（金融活動作業部会）の第3次対日相互審査においては、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」との指摘を受けているところ。

犯収法第3条第3項に基づき、国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転の状況等に関する調査・分析を行い、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度等の分析結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表している。次頁は、令和2年11月に公表された同調査書の「5 危険度の高い取引」の項から抜粋したものである。

令和2年11月

## 犯罪収益移転危険度調査書

国家公安委員会

## 【写真付きでない身分証明書を用いる顧客】

### ○ 写真付きでない身分証明書が有する固有の危険性

犯罪収益移転防止法上の取引時確認における本人確認書類については、規則第7条において、運転免許証、個人番号カード、旅券等の被証明者の写真が付いている証明書（以下「写真付き証明書」という。）のみならず、健康保険証、印鑑登録証明書等の被証明者の写真が付いていない証明書（以下「写真なし証明書」という。）も一定の範囲内で本人確認書類として認められているところである。

本人確認書類の被証明者と当該書類を提示した人物が同一であるかを対面での取引において確認する場合、写真付き証明書であれば、被証明者の写真を当該人物の容貌と比較することにより、その同一性を確認することができる。

他方、写真なし証明書は、被証明者にのみ交付される書類である点において、被証明者と持参した人物の同一性の担保となるものの、写真付き証明書と比べて、その同一性の証明力が劣ることは事実であり、取引時確認を行う取引であっても、本人確認書類として写真なし証明書を用いる場合、当該人物が他人になりますことを看破できないおそれがある。

したがって、写真なし証明書には、マネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性が認められ、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書が用いられた取引と比べて危険度が高いと認められる。

また、FATFの第3次対日相互審査においても「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合には、二次的な補完措置をとること」等の指摘を受けている。

### ○ 危険度の低下に資する措置

上記の危険性やFATFの指摘等を踏まえて、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う施行令及び規則の改正により、写真なし証明書を用いる顧客等の本人特定事項の確認方法について、その提示を受けた上、①記載された住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法、②一定の写真なし証明書（健康保険証等）を限って発行されるもの。③において同じ。の場合に他の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法、③一定の写真なし証明書の場合に他の本人確認書類若しくはその写し又は補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法が定められ、平成28年10月1日に施行された。

### ○ 現状の危険度

上記改正により、写真なし証明書を用いる顧客の本人確認方法については、写真付き証明書を用いる顧客の本人確認方法との違いによって生じる危険度の差異は小さくなったと認められる。また、当該改正の具体的な内容については、これまで特定事業者に対して周知が図られているところである。

したがって、平成27年及び28年の犯罪収益移転危険度調査書においては、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書が用いられた取引と比べて危険度が高いと評価していたが、現在、その危険度は低下したものと認められる。

一方、写真なし証明書は、写真付き証明書と比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き証明書の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

### 【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所あたり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

### 【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

### 【行政相談③】

届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

### 【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

## 2 前回会議（令和2年9月17日）の審議結果を踏まえた対応状況

### 【相談①】

#### (1) 前回の審議結果を踏まえた論点

- i ) 相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものの変更がない複数設備の事後変更届出の場合、届出書及び関係（添付）書類の原本を一つにすることはできないか。
- ii ) 上記 i ) について、直ちに改善が難しくても、システム改修の機会等を活用して、改善できないか。
- iii ) 戸籍謄本等の原本については、相続に伴う他の各種の手続きに必要となることから、事後変更届の審査終了後に届出人に返却することはできないか。

#### (2) 資源エネルギー庁の見解

FIT法（電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号））に基づく設備認定を受けた事業者は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、設備認定された発電設備で発電された電気を電力会社に一定価格で一定期間売電し、電力会社が買い取る費用の一部は電気を利用する利用者から賦課金の形で集められる仕組みであり、この事業の事業主は、これにより安定的な利益を受けている。

このように、電気利用者全体の負担のもとに成り立つ制度のため、利益を受けられる事業者は、万が一にも虚偽や誤認によってなってはならないことから、事業認定等の審査は、他の類似の制度と同様、確実な証明書等で厳格に行うこととする。

また、FIT法（第9条及び第10条）上は、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされている。これにより、変更手続きを含め事業の管理は、事業者ごとではなく、設備ごとに行っている。このため、現行の手続きを変更することは、事業全体の管理実務に影響を及ぼすことになり、対応は困難である。

提出された申請書は、行政文書として各種照会等の対応のため保管する必要がある。

#### 【相談②】

##### (1) 前回の審議結果を踏まえた論点

包括的相続の場合、太陽光発電設備も相続されたことが明らかであれば、同設備について遺産分割協議書に明記されていなくても、相続されたものとして扱うことはできないか。

##### (2) 資源エネルギー庁の見解

包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

#### 【相談③】

##### (1) 前回の審議結果を踏まえた論点

i ) 事後変更届に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とするることはできないか。

ii ) 被相続人の除籍謄本以外の関係（添付）書類（相続人全員の戸籍謄本及び印鑑証明書）については、現行の有効期限の必要性を見直すことはできないか。

##### (2) 資源エネルギー庁の見解

i ) 死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については、他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

ii ) その他の添付書類（相続人の戸籍謄本等）については、FIT法で「遅滞なく（中略）届け出なければならない」とされており、届出されるまでの間に、相続人の身分関係の変動は起こり得るもので、証明書の記載内容と実態にかい離が生じる蓋然性が高いことから、誤った相続人が事業主となることを可能な限り防ぐため、証明書等の有効期限を3か月以内と設定していることには、一定の妥当性がある。

#### 【相談④】

##### (1) 前回の審議結果を踏まえた論点

公正証書遺言に記載された相続人が事後変更届を提出すれば、同人が相続したと考えられ、この者が相続人同士の協議の結果相続しなかった場合には、自分が相続したとして事後変更届を提出する事態は考えられないことから、公正証書遺言による事後変更届出を認めることはできないか。

公正証書遺言の内容に法定相続人が不満な場合、現行の「相続証明書」の作成

に法定相続人が協力しないことが想定されるが、このような場合でも、上記の取扱いとすることで、相続人がより遅滞なく事後変更届を提出できるようになるのではないか。

## (2) 資源エネルギー庁の見解

「公正証書遺言」を否定はしないが、公正証書遺言のみでは、後発的に相続人間で争いが生じることも想定されるため、事業承継者の確実な特定という点で、公正証書遺言に記載された相続人では、設備の真正な所有者であるかが不明であることから、届出時において相続人全員の同意を確認することができる「相続証明書」等の提出を求めている。

FIT認定を巡っては、正当な事業主体でない（事業譲渡の契約不履行等）にもかかわらず第三者に事業譲渡を行い、結果として争いが生じた事例もある。

○ 関係法令

電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法  
(平成 23 年法律第 108 号)

**第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)**

**第 1 項**

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

**第 2 項**

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

**第 1 号**

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

**第 2 号**

申請者が法人である場合においては、その役員（中略）の氏名

**第 7 号**

その他経済産業省令で定める事項

**第 10 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)**

**第 3 項**

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

**第 36 条 (賦課金の請求)**

**第 1 項**

小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

**第 2 項**

前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

### 1 相談内容

#### 【委員意見】

1 平成28年12月に夫が亡くなり自分と息子2人で太陽光発電設備を2か所相続することになった。電力会社から相続の手続をして名義を変更するよう連絡があったが、具体的な手續が分からなかったため、設置業者に依頼して平成29年度末に届出を行った。

数か月後、届出に必要な書類のうち、相続人3名分の印鑑証明書、被相続人の住民票除票及び戸籍謄本（全部事項証明）の原本を1か所あたり1通ずつ提出するように求められ、1通ずつ書類を提出し、手續が完了したが、手数料の負担増になることや手續簡素化の観点から、設置箇所が数か所あったとしても証明書は原本1通を提出することで足りるようすべきではないか。

遠景



(注) 写真は総務省岡山行政監視行政相談センターの現地確認によるもの。

#### 【委員意見】

2 ①遺産分割協議書について、施行業者から包括的相続の内容ではなく、太陽光電設備（10kW未満）を遺産分割協議書に明示する必要があるとの説明を受けたが、ほとんどの遺産分割協議書では、相続当時発見できなかつた遺産について二度手間を防ぐために次のようにになっている。

ア すべての遺産を相続する。

イ 今後、遺産に属する資産ないし債務が発見されたときは、相続人○○○○が取得ないし引き受ける。

ウ 包括的遺産分割協議書が認められないとなれば、遺産分割協議書作成後、相続人がその後死亡した場合、さらに相続が発生することになり実印、印鑑証明書をいただくことが難しくなることが多い。

それこそ、相続登記を促進する現行政策に逆行するものです。（本件相続のように）

遺産分割協議書上記アまたはイのように包括相続の文言が入っている場合は、発電設備を明示しなくとも相続したものとの解釈変更をしてほしい。

※ 包括的文言が入っていることにより、具体的な資産の明示がなくても法務局では登記が可能である。

②公的機関の発行する書類については、「申請（届出）日より3カ月前から当該申請

(届出) 日までの間」という期限は、以下の理由から、相続関係書類に限って設けないでほしい。

ア 戸（除）籍謄本等の取得期限が3ヶ月を過ぎると再度、同様の書類を取得することになり、二重の経費と手間暇を要する。

イ 法務省所管の不動産登記では、相続書類（遺産分割協議書、被相続人死亡後の被相続人の出生から死亡までの除籍謄本、附票（住民票除票）、被相続人死亡後の相続人の戸籍謄（抄）本、印鑑登録証明書）の有効期限は無期限となっている。

ウ 省庁間で同一の相続書類（戸籍謄本、印鑑証明書等）の有効期限に差異があるのは不合理。

#### 【行政相談】

3 父が亡くなり、太陽光発電設備（50kW未満）を含む一切の財産を相続したため、J P E A（※）代行申請センター（以下「JP-A C」という。）に対して事業者変更の事後変更届出書を郵送で提出した。ホームページでは相続による変更の場合は届出書の他に、遺産分割協議書又は相続人全員の同意書の提出が求められていたが、遺言による相続のため、遺言の公正証書を提出した。

後日、JP-A Cは、公正証書では承ることができないとしてこれを認めず、法定相続人全員の相続証明書又は遺産分割協議書の提出を求める文書及び相続証明書の様式を送付してきた。

遺産分割協議による相続ではないことから、遺産分割協議書は作成していないし、相続証明書の様式に記載されている文言は遺言の効力を否定するような表現であり、これを提出することは受け入れられない。また、なぜ公正証書では認められないのかの理由も記載されていないため、納得ができない。

（注）1及び2については、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、岡山行政監視行政相談センター及び山形同センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。3については、岡山行政監視行政相談センターで受け付けた相談である。

※ J P E Aとは「一般社団法人 太陽光発電協会」のことであり、太陽光発電システムに関する利用技術の確立及び普及促進、並びに産業の発展によって、日本経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員の共通の利益を図ることを目的として設置されている。また、JP-A Cは、組織体制上は太陽光発電協会傘下であるが、経済産業省からの委託業務に対応するために設置された独立した一般社団法人である。

なお、一般社団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を根拠に設立される非営利法人のことである。

## 2 制度概要等

### （1）制度の概要（再生可能エネルギーの固定価格買取制度について）

固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」（平成23年法律第108号）

に基づき、再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 種類）を用いて発電された電気について、法令で定める価格で一定期間買い取ることを電気事業者（電力会社）に義務付ける制度である。

再生可能エネルギー発電設備の設置者（以下「設備設置者」という。）は経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けることで、電気事業者と契約を結ぶことができることとされており、当該事業計画に記載する事項は以下のとおり（FIT 法第 9 条第 2 項）。

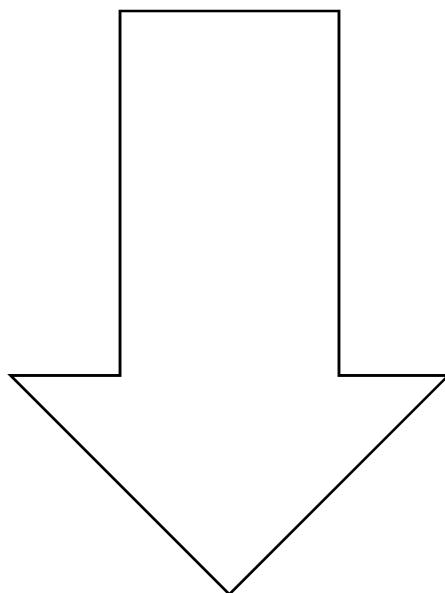
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

## （2）相続に係る名義変更について

FIT 法第 10 条第 3 項において、認定事業者は同法第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令に定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬとされている。また、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則第 10 条において、同法第 10 条第 3 項に基づく相続に係る事後変更届出は、同規則様式第 6（再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書）（図 1）による届出書を提出して行わなければならないとされている。

資源エネルギー庁ホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」（図 2）では、相続に係る事後変更申請の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本又は法務局より発行

された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。  
また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限り  
ります。」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（図3）が掲載されている。



(図 1) 様式第 6 (再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書)

様式第 6 (第 10 条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 - )  
(注 1)

(ふりがな)

氏 名  
実印

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( ) —

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画 (注 2)

設備 ID(識別番号)	
発電設備の名称	
発電設備の出力(kW)	
発電設備の設置場所	
運転開始の有無(注 3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後(運転開始日： 年 月 日)

担当経済産業局 (注 4) \_\_\_\_\_

## 認定計画情報（注 5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考	
事業者名（注 6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
法人番号 (注 7) (注 8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
氏法人の 代表者 の 氏名 (注 8)	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	ふりがな					
	氏名					
法人の 役員 氏名 (注 8)	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	ふりがな					
	氏名					
	役職					
	ふりがな	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	氏名					
	役職					
	ふりがな					
氏名						
事業者の住所（注 8）	(〒 - )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 - )			
保守点検責任者 (注 9)	法人名(法人の場合)： 責任者氏名： 所属・役職(法人の場合)： 電話番号：( ) - 法人番号(法人の場合)：	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名(法人の場合)： 責任者氏名： 所属・役職(法人の場合)： 電話番号：( ) - 法人番号(法人の場合)：			
添付 書類	書類の種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	①印鑑証明書 (注 10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	②事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類 (注 3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	④その他 (注 11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

（注 6）事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事實を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事實又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式 3、様式第 3 の 2、様式第 4 又は様式第 5 の 2 により申請すること。

（注）固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請サイトに基づき当局で作成。下線部は当局が表示した。

(図2) 変更内容ごとの変更手続の整理表

**<変更内容ごとの変更手続の整理表>**

**(留意事項)**

■紙媒体で提出する場合は変更認定申請書／届出書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してください。50 kW未満太陽光については申請毎に委任状が必要です。

**(添付書類等について)**

■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。

■50 kW未満の太陽光発電設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類のPDFの添付で結構です。

変更対象の 項目		変更手続				添付書類等
		変更 認定 申請	事前 変更 届出	事後 変更 届出	卒FIT 事前 届出	
事業者名	相 続 の 場 合			○	○	①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要

(注) なっとく！再生可能エネルギーホームページに基づき当局で作成

(図3) 相続証明書の書式（記載例）

**記載例**      **相続証明書**      **証明日を記載してください。**

2019年3月29日

経済産業大臣 殿

相続人 住所 東京都千代田区霞が関1-1-1  
氏名 経済 一郎

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
氏名 経済 二郎

住所 大阪府中央区大手町1-5-44  
氏名 資源 花子

相続人様のご氏名を記載してください。      相続される発電設備の設置場所を記載してください。

1. 披露相続人（現事業者名）：経済 一郎

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所：愛知県名古屋市中央区2-5-2

【相続する物件】  
 土地  建物  
 再生可能エネルギー発電設備 (設備ID: A123456C01)

私達相続人は、私達以外に相続権者がいないことを保証し、上記物件をそれぞれ下記のとおり相続することに同意することを証明いたします。

相続する物件を〇で囲んでください。      記      相続する物件のボックスすべてにチェックを付してください。

1. 土地／建物  
再生可能エネルギー発電設備      相続人氏名 経済 一郎

2. 土地／建物  
再生可能エネルギー発電設備      相続人氏名 経済 二郎

3. 土地／建物  
再生可能エネルギー発電設備      相続人氏名 資源 花子

※法定相続人全員の戸籍謄本（原本）及び印鑑証明書（原本）を添付してください。  
※太陽光発電設備を監視に取り付けている場合、建物の附属設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください。  
※固定価格買取制度における手続の際、再生可能エネルギー発電設備と当該設備を設置する場所の法定相続人が異なる場合、賃貸借契約書又は建造物所有者の同意書の提出が必要となります。

(注) なっとく！再生可能エネルギーホームページより引用

### (3) 相続に係る名義変更手続きについて

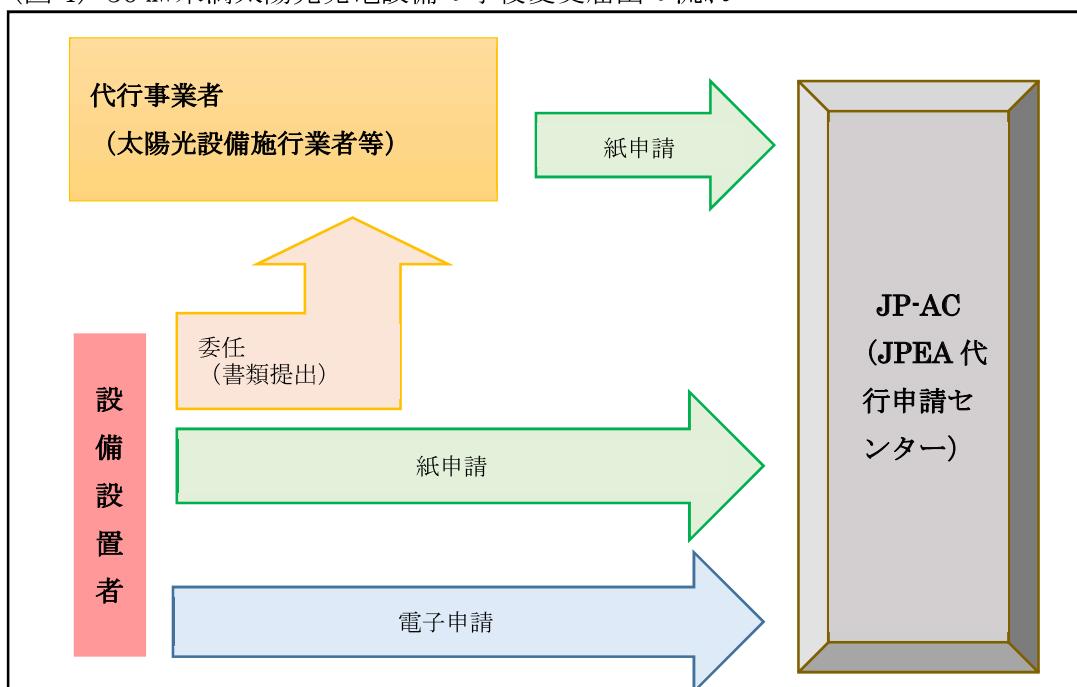
相続に係る事後変更届出の手続は、太陽光発電設備の出力量によって異なっており、50kw 以上の太陽光発電設備については紙申請のみ、50kw 未満の太陽光発電設備については基本電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で行うことができる。

50kw 未満の太陽光発電設備の電子申請については、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」から行う。

一方、電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で手続を行う場合の書類の送付先は、50kw 以上の太陽光発電設備の場合は経済産業局、50kw 未満の太陽光発電設備の場合は J P-A C とされている。（図 4 参照）

太陽光発電設備設置者が紙申請で手続を行う場合、J P-A C は当該設置者から紙で申請関係資料の送付を受け、当該設置者に代わって経済産業局へ電子申請の手続きを行うこととなる。

(図 4) 50 kW未満太陽光発電設備の事後変更届出の流れ



(注) J P-A Cへの聞き取りに基づき当局で作成

#### (4) 50kw 未満の太陽光発電設備の実績

50kw 未満の太陽光発電設備の年度別の新規認定数は以下のとおりとなっている。

(単位：件)

区分	10 kW未満	10 kW以上～50 kW未満
	新規認定数	新規認定数
2017 年度	1, 189, 230	651, 349
2018 年度	1, 326, 940	701, 974
2019 年度	1, 493, 625	713, 176

(注) 新規認定数については、資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」による。

### 3 調査結果

相談内容ごとの申請手続の調査結果については、以下のとおりである。

#### ア 提出書類の通数（相談 1）について

ホームページに特段の案内は見当たらなかったところ、相談対応した総務省行政監視行政相談センターが、JP-ACに確認した結果、「50kw 未満の太陽光発電設備の名義変更手続について、紙申請による方法で手続を行う場合、太陽光発電設備の数と同じ部数の添付資料の提出が必要であり、これは資源エネルギー庁の指示に基づいて行っている。」との回答を受けている。

なお、FIT 法第 9 条第 1 項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をするとができるとされており、同法 10 条 3 項に基づく相続に係る事後変更届出も設備ごとにされている。

#### イ 遺産分割協議書（相談 2①）の提出について

様式第 6（上記 2（2）図 1）の注意書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。」と記載されている。

また、「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記 2（2）図 2）においては、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」と記載されている。また、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示

することが必要」とされている。

さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（上記2(2)図3）が掲載されている。

これに関し、本相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、JP-A-Cに確認した結果、「遺産分割協議書については、再生可能エネルギー発電設備が明記されていなければ、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できず、当センターの審査の際、当該設備だけ別の被相続人が相続しているのではないかという疑義が生じるため、包括的な記載は認めていない。」との回答を受けている。

#### ウ 提出書類の有効期限（相談2②）について

資源エネルギー庁のホームページで公表している「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記2(2)図2）においては、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日の間に発行された原本に限ります。」とされており、また、相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、JP-A-Cに確認した結果、「添付書類の期限については、法令上期限を設けているためお願いしている。この取り扱いは従来から行っているものである。」との回答を受けている。

#### エ 公正証書遺言（相談3）の提出について

資源エネルギー庁のホームページを確認したが、公正証書遺言で届出が受理される旨の記述はみられない。

### 4 関係機関（資源エネルギー庁）の意見

#### (1) 提出書類の通数（相談1）について

FIT法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をするとができるとされている。したがって、事後変更届出書においても、同一人が複数の太陽光発電設備の事業計画を変更するにあたっては、事業計画ごとに届出する必要がある。

なお、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成・認定し、その後の管理も発電設備ごとに行っているため、相続による事後変更届出する際に、特出して1つの事後変更届出書に複数の発電設備を記載する措置を可能とするなど、他の届出と異なる取扱いとした場合、システムの改修、届出書の改訂（省令の改訂）のほか、審査体制の見直し等が新たに

発生する等処理が煩雑となる上、手続きも複雑化し、行政コストの効率化の観点から非合理的となるのではないか。

また、50kw 未満の太陽光発電設備に関する届出については、件数が膨大であり行政手続の効率化及び利用者の利便性の観点から、電子申請を基本としており、その場合は届出書の添付書類について PDF の添付を認めている。諸事情により電子申請が行えない方が紙申請する際に、添付書類（原本）を 1 通として、他の届出書への添付はコピーを可とすることになると、審査後に保存される行政書類（届出書）に原本が欠けるものが発生する。同一人物から複数の届出がある場合でも、届出ごとに複数名で分担して審査する体制上、届出書によっては添付書類がコピーのみという状態で審査することとなるため、この結果、添付書類を偽造し虚偽の申請がなされる可能性がある。

添付書類（原本）の返却についても、「50kw 未満の太陽光発電設備は電子申請のため、添付書類の原本の提出は求めていない。」ことが基本であり、救済措置として、諸事情により電子申請が行えない方向けに紙の申請も可能としている。紙申請で提出していただく原本については偽造防止の観点のほか、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

## **(2) 遺産分割協議書（相談 2①）について**

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）において、FIT 法第 9 条第 3 項第 2 号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めているが、相続トラブルによって訴訟問題に発展するなど、事業が円滑に行われないケースがある。このため、FIT 法の運用上の判断により、太陽光発電設備の相続人、また法定相続人全員の同意が明確に判断できるように、遺産分割協議書において、太陽光発電設備の記載を明示するように定めている。包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることが可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討をしたい。

## **(3) 提出書類の有効期限（相談 2②）について**

各証明書の発行期限を撤廃した場合、事後変更届出書の届出時期と著しく異なる証明書が提出されることが想定され、証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなり、届出内容の正確性の確認に支障が出る。 FIT 認定事業者は認定内容に基づき設備を活用し、電力事業者への売電や他者への権利譲渡等の事業を行っており、その前提となる認定内容の正確性が担保されなければ、事業を行えず不利益を被ることになると想定されるため、

有効期限の設定は必要と思われる。

なお、遺産分割協議書で確認できるのは当該設備の相続者の特定のみであり、届出書の他の記載内容（住所、氏名等）の正確性を確認できない。

#### (4) 公正証書遺言（相談3）について

FIT制度において、FIT法第9条第3項第2号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めている。このことから、設備保有者を確実に特定するにあたり、遺言書は被相続人の意思であってそれのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないことから、有効な遺言が存在している事実のみならず、それに基づいて、相続人間で太陽光発電設備事業の承継者について合意が成立し、相続人全員の同意書又は遺産分割協議書の提出を求め、確認する必要があると思われる。公正証書遺言書のみでは、相続放棄や、相続人全員が同意し遺言書と異なる相続人が当該設備を所有していることも想定され、設備保有者の確実な特定ができない。

なお、「なっとく！再生可能エネルギー」ホームページ上では、同意書として「相続証明書」の様式を公開しているが、この様式に限らず、任意の形式で作成して差し支えない。

### 5 考えられる課題等（問題意識）

#### (1) 相談1関係

○ 太陽光発電設備の相続に当たり、設備ごとに事後変更届出書と同じ添付書類（戸籍謄本等の原本）を提出する手続は、届出者にとって大きな負担になっているものと考えられる。相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものに変更がないのであれば、一括での届出を認める運用でも差し支えないのではないか。

現行では、事後変更届出も設備ごとに審査しているが、複数の設備について事業者が替わっただけの事後変更届出は、届出様式や審査方法・体制を見直して一括で処理することにより、届出者の負担を軽減するとともに、審査も効率化できるのではないか。

また、戸籍謄本等の原本は、相続に伴う各種の手続に必要であることから、他の制度（※）を参考に、審査が終われば返却できないか。

（※）不動産登記では、複数の不動産（土地、建物）を特定した上で、1件の申請書により提出することができ、同申請に添付する書類は1通で足りる。添付書類については、登記申請の審査後、申請人に原本を返却する原本還付の手續が認められている。

## (2) 相談 2 ①関係

- 資源エネルギー庁は、届出書の添付書類である遺産分割協議書において太陽光発電設備が明記されていることを求めているが、本件相談にある包括相続においても、太陽光発電設備の明記や相続対象に太陽光発電設備が含まれることが明確な記述となっている場合には、他の制度（※）を参考に、相続したものとして取り扱うことができるのではないか。  
(※) 不動産登記：遺産分割協議書の本文において物件（土地、建物）を明示するほか、「相続人 A が被相続人所有不動産の全部を取得する」という包括的な記載の遺産分割協議書を認めている例がある。

## (3) 相談 2 ②関係

- 現行の届出書に添付する各種証明書に3か月の有効期限が付されているのは、各証明書により事後変更届出書の記載内容（住所、氏名等）の正確性を確認する趣旨と解される。  
しかし、少なくとも、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容が変動することはないと考えられることから、この有効期限は不要ではないか。  
その他の添付書類である相続人の戸籍謄本や印鑑証明書については、他の制度（※）を参考に、有効期限の必要性について見直す余地がないか要検討。  
(※) 不動産登記：相続を原因とする不動産登記申請の添付書類については、申請人の提出する書類が申請内容と合致していれば、有効期限は関係なく受理している。

## (4) 相談 3 関係

- 資源エネルギー庁は、公正証書遺言があっても、相続放棄や、相続人全員が合意して遺言と異なる相続をした場合を懸念している。  
少なくとも相続放棄については、事後変更届出の当事者が公正証書遺言に記載された者と同一であることが確認されれば、その者が相続放棄したとは考えられないことから、同庁の懸念は当たらないのではないか。  
合意により遺言と異なる相続をした場合については、他の制度（※）を参考に、公正証書遺言による届出で足りるとすることができないか要検討。  
(※) 不動産登記：公正証書遺言による申請があった場合、公正証書作成時において公証人が内容を確認していることに鑑み、明らかな間違い（無効の要件）等がみられなければ、受遺者の意思でもあることから、申請を受理している。

（参考）（公正証書）遺言について

民法（明治 29 年法律第 89 号）上の法制度における遺言は、死後の法律関係を定め

るための最終意思の表示をいい、法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならず（要式行為、民法第 960 条）、相手方のない単独行為であり、死亡後に効力が生じる法律行為である（民法第 985 条）。遺言の最も重要な機能は、遺産の処分について、被相続人の意思を反映させることにあり、遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができるとされている（民法第 964 条）。このことから、被相続人が遺言を残さなかった場合、相続人は法定相続分による相続分を受けるか、遺産分割協議をすることとなるが、遺言書で相続人を指定している場合（指定相続）、民法上の私的自治の原則や所有権絶対の原則から、生前の所有財産の扱いについては、遺言者である被相続人の意思が法定相続分より優先されることとなる。

## ○ 関係法令

(1) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法  
(平成 23 年法律第 108 号)

### 第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

#### 第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

#### 第 2 項

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

#### 第 3 項

経済産業大臣は、第 1 項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（1、3～5 省略）

## **第 10 条（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）**

### **第 3 項**

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

### **(2) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則**

**(平成 24 年経済産業省令第 46 号)**

### **第 10 条（変更の届出）**

法第 10 条第 3 項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第 6 による届出書を提出して行わなければならない。

## 育児休業給付金の受給期間延長申請について（案）

### 1 前回会議（令和2年9月17日）での審議結果

育児休業給付金の受給期間延長申請の審査に際し、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行ったと判断するに当たっては、復職の意思の有無や保育所等における受け入れ状況について、より実態に即した判断に資するよう、公共職業安定所等に対し、具体的な判断基準や事例を示すことはできないか

#### 【相談事例①】

保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。

#### 【相談事例②】

子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を、年度当初の4月1日など、子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。

#### 【相談事例③】

子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていた。

### 2 推進会議の審議結果を踏まえた対応状況

厚生労働省の回答：以下のとおり。

- (1) 育児休業給付制度は、原則として子が1歳になるまでを対象とした給付であり、1歳に達した日後の期間について休業を継続することが必要と認められる場合に限り、延長を認めるもの。

相談事例②及び③については、そのような相談があった場合、申請者への聞き取り、疎明書による確認を行っており、その内容をもとに柔軟な対応をしている。

相談事例①については、復職の意思があるにもかかわらず保育所に入園ができないといった事実をもって延長を認めるものであることから、思いどまり申し込みをしないケースまで認めるることは困難。

一方で、希望する月に空きがないとしても、申込み可能な月の入所希望を行っている場合は、認める余地もある。

- (2) 上記のとおり、相談事例②及び③のようなケースでは、形式に拘らず疎明書等により柔軟な対応を行っておりますが、利用者に当該取扱いが十分に知られていない現状を踏まえ、具体的な事例を示す等により、しっかりと周知をしてまいりたい。

また、相談事例①については、単に空きがないという回答のみで申込みをしなかったでは足りず、入所希望日より後の申込み可能な月の入所申込みを行った上で、延長申請を行う必要がある旨をしっかりと周知してまいりたい。

## ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）抜粋

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

- 一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十
- 二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

第2項 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

第3項 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
- 二 産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間
- 三 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間
- 四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第十項において同じ。）をした期間

五 試みの使用期間

第4項～第8項 省略

## ②-1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）抜粋

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十六項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から二十四条まで、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第三項、第二十六条、第二十八条、第二十九条並びに第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。

二～五 省略

## (育児休業の申出)

第五条 労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者
- 二 その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第2項 前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、同項の申出をすることができない。

第3項 労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であってその配偶者が当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において育児休業をしているものにあっては、第一項各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

- 一 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳到達日において育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第4項 労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

- 一 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第5項 第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項第二号中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

第6項 第一項、第三項及び第四項の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業することとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。この場合において、第三項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳到達日の翌日を、第四項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。

第7項 第一項ただし書、第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業を

しているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(育児休業申出があった場合における事業主の義務等)

第六条 事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
- 二 前号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

第2項 前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

第3項 事業主は、労働者からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して一月（前条第三項又は第四項の規定による申出にあっては二週間）を経過する日（以下この項において「一月等経過日」という。）前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日（当該育児休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該一月等経過日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

第4項 第一項ただし書及び前項の規定は、労働者が前条第七項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(育児休業期間)

第九条 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

第2項 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- 一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
- 二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が一歳（第五条第三項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳）に達したこと。
- 三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

第3項 前条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(検討)

第十二条

第2項 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新育児・介護休業法の規定の施行の状況、保育の需要及び供給の状況、男性労働者の育児休業の取得の状況、女性労働者の育児休業後における就業の状況その他の状況の変化を勘案し、新育児・介護休業法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

②－2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令

第25号）抜粋

(法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第五条 法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項の申出をした労働者について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業する期間（以下「産前産後休業期間」という。）が始まったことにより法第九条第一項の育児休業期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であって、当該産前産後休業期間又は当該産前産後休業期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなつたとき。

二 法第五条第一項の申出をした労働者について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 法第五条第一項の申出をした労働者について法第十五条第一項の介護休業期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出（法第十一条第三項の介護休業申出をいう。以下同じ。）をした労働者との親族関係が消滅するに至ったとき。

四 法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下この章において同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。

五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

- 六 婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が法第五条第一項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- 七 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 八 法第五条第一項の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

（法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合）

第六条 法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であって当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
- イ 死亡したとき。
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第三項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ハ 婚姻の解消その他の事情により常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が法第五条第三項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

（法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合）

第六条の二 前条の規定は、法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合について準用する。この場合において、同条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳六か月に達する日」と読み替えるものとする。

### ③－1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）抜粋

#### 第三章の二 育児休業給付

##### （育児休業給付）

第六十一条の六 育児休業給付は、育児休業給付金とする。

##### 第2項 省略

##### （育児休業給付金）

第六十一条の七 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。）（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月に満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子）を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上あつたときに、支給単位期間について支給する。

第2項 前項の「みなし被保険者期間」は、同項（第六項において読み替えて適用する場合を含む。次項、第五項及び次条第二項において同じ。）に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

第3項 この条において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日（当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

第4項 育児休業給付金の額は、支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この項及び次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の五十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号ハに定める額」とする。

一 次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間 三十日

二 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

第5項 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

第6項 被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子の一歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「その一歳二か月」とする。

第7項 省略

### ③-2 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）抜粋

（法第六十一条の七第一項の休業）

第一百一条の二十二 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する休業（法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が十日（十日を超える場合にあつては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間）以下であるものに限る。）をした場合に、支給する。

一 被保険者がその事業主に申し出ることによつてすること。

二 前号の申出（以下この章において「育児休業の申出」という。）は、その期間中は休業をすることとする一の期間について、その初日及び末日（次号において「休業終了予定日」という。）とする日を明らかにしてすること。

三 次のいずれかに該当することとなつた日後の休業でないこと。

イ 休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の被保険者が育児休業の申出に係る子を養育しないこととなつた事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと。

ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳（第一百一条の二十五号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月（第一百一条の二十六で準用する第一百一条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、二歳。次号ロにおいて同じ。））に達したこと。

ハ 休業終了予定日とされた日までに、育児休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間、雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業をする期間（次項において「介護休業期間」という。）又は新たな一歳に満たない子を養育するための休業をする期間（次項において「新たな育児休業期間」という。）が始まつたこと（特別の事情が生じたときを除く。）。

四 期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

ロ その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第2項 省略

(法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合)

## 第一百条の二十五

法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

- 一 育児休業の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行つている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この章において同じ。）であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
  - イ 死亡したとき。
  - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
  - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなつたとき。
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

(法第六十一条の七第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合)

第一百条の二十六 前条の規定は、法第六十一条の七第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合について準用する。

### （育児休業給付金の支給申請手續）

第一百条の三十 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の七。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の八）をもつて代えることができる。第三項及び第七項において同じ。）に休業開始時賃金証明票、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第一百条の二十二第一項（第一百条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていることの事実、当該休業終了後の雇用の継続の予定（期間を定めて雇用される者に限る。）、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第一百条の二十五各号（第一百条の二十六において準用する場合及び第一百条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の七第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者がしている休業に係る休業期間の初日以後である事実を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所

の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第2項 被保険者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。

第3項 公共職業安定所長は、第一項の規定により育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条の七第一項の規定に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して当該支給申請に係る支給単位期間について育児休業給付金を支給する旨を通知するとともに、その者が支給単位期間(既に行つた支給申請に係る支給単位期間を除く。第五項において同じ。)について育児休業給付金の支給申請を行うべき期間を定め、その者に知らせなければならない。

第4項 公共職業安定所長は、前項に規定する支給申請を行うべき期間を定めるに当たっては、一又は連続する二の支給単位期間について、当該支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までの範囲で定めなければならない。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、この限りでない。

第5項 第三項の規定による通知を受けた被保険者が、支給単位期間について育児休業給付金の支給を受けようとするときは、前項に規定する育児休業給付金の支給手続を行うべきこととされた期間に、育児休業給付金支給申請書を事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第6項～第9項 省略

## 育児休業給付金の受給期間延長申請について

### 1 相談内容

総務省の行政相談では、以下の(1)から(3)のとおり、育児休業給付金の受給期間延長申請に関する相談を受け付けている。

#### (1) 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかつたことなどから、受給期間延長が認められなかつたとするもの（計 22 件）

##### 【相談内容（一例）】

公共職業安定所に育児休業給付金の延長申請を行うに当たり、認可保育所には空きがないと言われ、子どもが 1 歳に達する時期に入所できる見込みがなかつたことなどから、保育所の入所申込を行つていなかつた。

このため、公共職業安定所では、「子どもが 1 歳に達するまでに保育所の入所申込を行つた事実が確認できない」として、育児休業給付金の受給期間延長を認めてもらえなかつた。

#### (2) 子どもが 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行つたが、入所希望の日付を子どもが 1 歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかつたとするもの（計 7 件）

##### 【相談内容（一例）】

会社に育児休業と育児休業給付金の延長について相談した際、会社から、「子供が保育所に入れない証明書をもらうように」と言われたことから、子が 1 歳に達する 2か月前に、市区町村に保育所入所の申請を行つた。

しかし、保育所への入所希望日が、子供の 1 歳の誕生日以前とすることを知らなかつたため、入所希望日を 4 月 1 日からとして保育所の入所申請を行つた。この結果、保育所の入所はかなはず、市区町村から 4 月 1 日からの入所希望に対する保育が利用できることの証明書を交付された。

この証明書をもつて、公共職業安定所に育児休業給付金の受給期間延長申請を行つたところ、「市区町村からの証明書において、入所希望が、子どもが 1 歳に達した後である 4 月の日付となつていてことから、受給期間延長が認められない。」と言われた。

#### (3) 子どもが 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行つたが、既に子どもが 1 歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまつたとするもの（計 2 件）

##### 【相談内容】

育児休業給付金の受給期間の延長をするには、子の 1 歳の誕生日までに保育所への入所申請をしなければならないところ、子の 1 歳の誕生日の前日（2 月某日）に気づき、市区町村へ行って保育所への入所申請をしようとしたが、市区町村から 2 月分の入所は既に募集を締め切つていて、却下書が渡された。

しかし、市区町村の担当者から、この却下書では育児休業給付金の受給期間延長の手続きでは認められないだろうと言われた。

（注） 行政相談は、本省、管区行政評価（支）局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターが受け付けたもの（令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間）である。

## 2 制度概要等

### (1) 育児休業と育児休業給付金の関係について

育児休業は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護法」という。）の規定によるもので、子どもが1歳になるまでが原則だが、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで延長でき、さらに再延長で2歳までとすることができる。

育児休業給付金は、育児休業を取得していることが前提であり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7の規定により、雇用保険の被保険者が、その1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において支給する。』とされ、厚生労働省令が定める場合に該当する場合は、1歳に達した日後の期間については1歳6か月に満たない子に、その子が1歳6か月に達した日後の期間については2歳に満たない子まで延長が可能とされている。

### (2) 育児休業給付金の支給対象期間の延長について

#### ① 延長可能な期間及び延長事由

雇用保険法第61条の7及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第101条の25第1号（施行規則第101条の26において準用する場合を含む。）の規定により、以下の延長理由に該当する場合、育児休業の申出に係る子が1歳6か月又は2歳に達する日前までの期間が育児休業給付金の支給対象となる。

##### [延長事由]

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日又は1歳6か月に達した日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（注）ここでいう保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれない。

イ 育児休業の申出に係る子が1歳又は1歳6か月に達した日後の期間について当該の養育を行う予定であった配偶者が死亡等した場合

#### ② 延長手続及び確認に必要な書類

育児休業の申出に係る子が1歳に達する日及び1歳6か月に達する日後について育児休業給付を延長する場合は、それぞれ延長手続（公共職業安定所長宛に支給申請書の提出）が必要であり、その際、雇用保険法関係法令に基づく、「雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）」（以下「業務取扱要領」という。）では、

- ・あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
- ・市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有する

と認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること（市町村から証明書等が発行されない場合は、被保険者の疎明書の提出）が必要となるとしている。

(参考) 育児休業給付金を延長して受給する場合の手続例

- ・誕生日が4月5日の子について、令和2年3月1日に入所希望日を1歳の誕生日前の4月1日として申込みした。
- ・4月1日時点では保育所に入所できなかつたが、5月1日に入所。
- ・このため、4月5日から5月1日の期間について、育児休業給付金を延長して受給。

保育所への入所申込みをした日 (1歳の誕生日以前に実施)	入所希望日 (1歳の誕生日前)	育児休業給付金受給期間
R2.3.1 ※子供の誕生日：R2.4.5	R2.4.1 ※入所：希望どおり入所はできず、R2.5.1から入所	R2.4.5～R2.5.1

### (3) 育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認等について

#### ① 公共職業安定所における確認

業務取扱要領において、育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認について、①子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間を確認するための書類として、表1及び2のとおり、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において保育所等の利用ができないことに係る市区町村が発行した証明書や保育等の実施がされていない事實を記載した被保険者の疎明書を求めるとしている。

表1 雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）（抄）  
(子が1歳6か月に達する日までの延長を求める場合)

#### 59603 (3) 延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（中略）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

(中略)

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

(中略)

したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳に達する日（中略）の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、

延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳に達する日（中略）の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳に達する日（中略）の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳に達する日（中略）の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

(注) 1 厚生労働省の資料（雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降））に基づき当局が作成した。  
2 下線は当局が付した。

表2 雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）（抄）  
(子が2歳に達する日までの延長を求める場合)

### 59608 (3) 延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであることから、1歳に達する日（中略）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求ること。

例えば、子が1歳に達する日（中略）の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの疎明所による確認でも差し支えないこと。

また、子が1歳6か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳6か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

#### イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと (中略)

したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳6か月に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保

育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳6か月に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳6か月に達する日の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳6か月に達する日の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

（口から本略）

(注) 1 厚生労働省の資料（業務取扱要領）に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

## ② 市区町村等に対する周知（その1：平成17年3月）

厚生労働省は、表3のとおり、平成17年3月31日付で都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることを周知するとともに、その運用に遗漏がないよう協力を求めている。

表3 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その1）

発出年月日	平成17年3月31日
文書名	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内容	育児休業給付金の申請においては、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、当面保育所において保育されない事実を証明することができる書類を提出することとされているので、（略）、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遗漏のないようお願いする。

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

## ③ 市区町村等に対する周知（その2：平成18年7月）

厚生労働省は、表4のとおり、平成18年7月5日付で都道府県を通じて市町村に対し通知を発出し、育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、必ずしも、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はないとしている。

表4 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その2）

発出年月日	平成18年7月5日
文書名	「1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」（平成18年7月5日付け雇児保発第0705002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内容	<p>育児休業給付金の申請に当たり、入所不承諾の通知書（略）など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明することとされている。</p> <p>しかしながら、一部の市町村においては、入所不承諾の通知書の交付に至っていないが、現実に保育所を利用できない者に対し、当該事実に関する何らの証明もなされていない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合がある。このため、こうした者に対し、子が1歳に達する日後の期間について保育が行われない旨の書面の交付等を行うことについて、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等の協力が得られるよう周知を図り、その運用に遗漏のないようお願いする。</p> <p>（略）育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳の誕生日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、（略）、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。</p>

（注）1 厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

### 3 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん

育児休業給付金の受給期間延長手続について、平成28年10月28日に行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、表5のとおり、行政評価局長から厚生労働省職業安定局長に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続き及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知することなどについてあっせんし、29年1月31日に、厚生労働省から、あっせんに対する措置状況として、各都道府県労働局に対して、パンフレットを活用し、分かりやすく周知することなど取扱いに配慮を求めた旨の回答を受理している。

表5 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん及びあっせんに対する措置状況の回答

あっせん内容	左記あっせん内容に対する措置状況の回答
<p>厚生労働省は、少子化対策及び仕事と子育ての両立支援を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続き及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること</li> <li>② 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては、当面保育所において保育が行われないことの証明書等が市町村</li> </ul>	<p>平成28年12月28日付けの文書により、各都道府県労働局に対し、次のことを指示し、取扱いに遗漏なきよう配慮を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支給対象期間の延長申請に関する手続き及び要件について記載したパンフレットを作成したので、これを活用し、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること</li> <li>② 市町村から保育が行われないことの証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を</li> </ul>

から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めるこ	確認することも可能としたこと
③ 公共職業安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること	③ 安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること
	また、雇用均等・児童家庭局が同日付けの文書により、各都道府県に対し、管内の市町村へ上記①から③の内容について周知を行うよう依頼した。

(注) 当局の調査結果による。

## 4 調査結果

### (1) 厚生労働省における対応状況

#### ① パンフレットによる周知

厚生労働省は、事業者を通じて被保険者に対して、育児休業給付金に係るパンフレット（「育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて」（被保険者・事業主のみなさんへ）厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク））を配布し、制度の周知に努めている。

当該パンフレットにおける「支給対象期間の延長」の延長事由の説明の中では、「また、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるような申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込時期等については、市町村にご確認願います。」旨記載されている。

#### ② 公共職業安定所における周知

公共職業安定所は、育児休業給付金の延長申請に際して、次のとおりウェブサイトへの掲載、被保険者等への文書配布などにより周知している。

ウェブサイトでは、表6のとおり、「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能です。」とし、また、入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合には、疎明書が必要である旨具体的な例を挙げている例がみられる。

文書では、表7のとおり、「育児休業給付金延長についてのお知らせ」において「延長対象とならない事例」として、『「市区町村に問い合わせたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。」や「保

育所への入所希望日（利用開始日）が、1歳の誕生日の翌日以降となつて  
ている場合。』』とされているものがみられる。

表6 公共職業安定所のウェブサイトでの周知例

<p>育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能です。</p> <p>支給期間の延長を希望する場合は、支給申請書に確認資料を添付してください。</p>
<p><b>確認資料</b></p> <p>市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類</p>
<p><b>入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合</b></p> <p>被保険者の「疎明書」が必要となります。</p> <p>1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日において保育所等で保育が実施されていないことを記載したもの。</p> <p>※提出された資料で延長に係る要件が確認できない場合は、補足資料を追加納付のうえ再提出していただくことがあります。</p>

(注) 公共職業安定所の資料に基づき当局が作成した。

表7 公共職業安定所の文書配布による周知例

<p><b>保育所による保育が実施されないことに係る延長対象の要件</b></p> <p>育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、1歳の誕生日以前の入所希望日で市区町村に対して申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>(1歳6か月まで延長を認められた方の場合、さらに1歳6か月に達する日の翌日以前の入所希望日で市区町村に申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日の翌日後の期間について、当面その実施が行われない場合は2歳に達する日の前日まで延長されます。)</p>
<p><b>確認書類</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 市区町村の証明書</li><li>2. その他、必要により安定所より提出を求められた書類 (入所保留通知書、疎明書等)</li></ol>
<p><b>延長対象とならない事例</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 市区町村に問合せをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。</li><li>2. 無認可保育施設への入所希望申込みの場合。</li><li>3. 入所希望日が、1歳の誕生日の翌日以降（1歳6か月に達する日の翌々日以降）となっている場合。</li></ol>

(市区町村により、毎月 1 日の入所希望でなければ入所申込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10 月 29 日の誕生日の場合、10 月 1 日以前の入所希望でなければ、延長対象とならないのでご注意ください。)

(注) 公共職業安定所の資料（育児休業給付金延長についてのお知らせ）に基づき当局が作成した。

### (3) 労働保険審査会における対応状況

労働保険審査会※は、平成 20 年の裁決（平成 20 年雇第 23 号）において、表 8 のとおり、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請について、保育所不承諾通知書が添付されていないことを理由に不支給とした原処分を取り消した事例がある。

この際、本事例においては、保育の実施の申込みについては、「申込み」についての解釈が示されておらず、また、都市部を中心に 0 歳児保育の欠員は皆無に近い状況にあり、市区町村の担当部署を訪ね、欠員状況を確認したが、欠員がないと言われたために保育の実施の申込みを行わない者が多数存在すると考えられる現状においては、「申込み」については広義に解釈することが妥当であると考える。」としている。

※労働保険審査会とは、労災保険及び雇用保険の給付処分に関して、第 2 審として行政不服審査を行う国の機関である。

表 8 労働保険審査会における審査事例

(雇用保険法施行) 規則は、「育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定して（中略）いることからすると、①子が 1 歳に達する日後の期間について、保育所における保育の実施を希望して市区町村の担当部署を訪ね、保育の実施の申込みをするか、又は欠員状況を確認したが欠員がないと言われたこと（「申込み」についての解釈が示されておらず、また、都市部を中心に 0 歳児保育の欠員は皆無に近い状況にあり、市区町村の担当部署を訪ね、欠員状況を確認したが、欠員がないと言われたために保育の実施の申込みを行わない者が多数存在すると考えられる現状においては、「申込み」については広義に解釈することが妥当であると考える。）、②子が 1 歳に達する日後の期間について当面保育所への入所による保育が行われていないことを確認するための書類として、同日を保育が行われていない日に含む保育所入所不承諾通知書又は同日時点において保育所の欠員がないことを証明する市区町村の書類が提出されていることの 2 要件をいずれも満たすこととするのが妥当であると考える。

(注) 労働保険審査会による平成 20 年の裁決（平成 20 年雇第 23 号）に基づき、当局が抜粋、作成した。

### (4) 行政相談への対応状況等

総務省の行政相談では、育児休業給付金の受給期間の延長申請に関して、表 9 のとおり、①保育所の入所申込を行っていなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった、②子どもが 1 歳に達するまでの間に保育

所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった、③子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたため、受給期間延長が認められなかつたなどの相談を受け付けている。

これら相談に関する対応方法及び見解について、調査した2公共職業安定所に確認した結果、いずれも、施行規則に定める「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」とされているところ、①から③については、運用として、保育所への入所申込みを行っていない場合等でも個別に審査した上で判断しているとしている。

表9 本行政相談に関する2公共職業安定所における対応方法及び見解等

相談概要	公共職業安定所における対応方法及び見解
① 保育所の入所申込を行っていなかつたことなどから、受給期間延長が認められなかつた	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <p>ア まず、あらためて入所申込みを行うこと。  イ その上で、次の書類を提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 入所申込みの書類（写し）</li> <li>ii 入所申込みの結果（写し）</li> <li>iii 母子手帳（写し）（本人、配偶者、子どもの氏名が確認できる箇所）</li> <li>iv 疎明書（ハローワークのホームページでも様式を提示）</li> <li>v 1歳時点で申し込んでいたとしても入所できなかつたということの市区町村による証明書（様式自由）</li> </ul> <p>ウ 必要に応じて市町村に個別に照会</p>
② 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかつた	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <p>ア 疎明書の提出  イ 事情聴取（本人、市区町村等）  ウ 公共職業安定所内での検討</p>
③ 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたため、受給期間延長が認められなかつた	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <p>ア 疎明書の提出  イ 事情聴取（本人、市区町村等）  ウ 市区町村による入所できないことの証明の提出  エ 公共職業安定所内での検討</p>

(注) 当局が厚生労働省及び公共職業安定所から聴取した結果による。

## 5 関係機関（厚生労働省）の見解

育児休業給付は、子が1歳に達する日までの期間について支給されることが原則であり、その期間を子が1歳6か月又は2歳まで延長することは例外的取扱いであることから、延長が認められるためには『保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面保育が実施されないこと』という要件が満たされる必要がある。

具体的には、あらかじめ子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるよう申込みを行ったものの、子を保育所等へ入所させることができなかつた場合にのみ育児休業給付の延長が認められるものである。

今回相談が寄せられている3つの類型のうち、①保育所の入所申込みを行っていないかったケースは、施行規則の要件に合致しないため、育児休業給付金の延長受給は認められない。

②子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかつた及び③子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたケースについては、個別の事情を勘案し、育児休業給付金の延長受給が認められる可能性がある。

いずれも制度の不知が要因となっているが、育児休業給付を受給する被保険者に対しては、事業主経由でパンフレットを配布※し、育児休業給付の受給期間を延長する場合の手続を含む制度全体について周知を行っている。

※ 育児休業給付については、事業主経由で手続きを行うことが多く、受給者が公共職業安定所に来所する機会がないため、事業主経由で周知を図っている。

## 6 考えられる課題等（問題意識）

○ 厚生労働省は、平成28年10月に実施したあっせんを踏まえ、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請に関する手続及び要件について記載したパンフレットを作成するとともに、都道府県労働局に対し、これを活用し、受給者及び事業主に対する周知方法について配慮を求めている。

また、市区町村から保育が行われないことの証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を確認することも可能としたとしている。

○ しかし、あっせんから3年以上を経過しているが、保育所における保育が行われない実態がありながら、以下の理由により育児休業給付金の受給期間延長が認められなかつたとする行政相談が全国で多数寄せられ、その状況が続いている。

- ① 保育所には空きがないと言われたため入所申込を行わなかつた
- ② 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行つたが、入所

希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付とした

- ③ 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締切りが過ぎていた
- 調査した2公共職業安定所においては、本件①から③のケースであっても、個別の事情を疎明させるなどして判断するといった運用もみられるが、一部の公共職業安定所等では、①及び②のようなケースを延長対象とならない事例として、パンフレットやホームページに明記しており、判断基準が区々となっている可能性も考えられる。
- 労働保険審査会の裁決（平成20年雇第23号）においては、都市部を中心に欠員がないと言われたために保育の申込みを行わない者が多数と考えられる現状では、「申込み」を広義に解釈することが妥当とされている。
- 育児休業給付金の延長の趣旨が、復職する意思はあるものの保育所への入所が叶わない事情に配慮した点にあることを踏まえれば、保育所への入所申込や書面上の入所希望日などといった外形的な事由ではなく、復職の意思があること、当面保育所への入所が見込まれないことについて実質的に確認できれば延長を認めるよう、運用を見直すべきではないか。

# 育児休業給付の内容及び 支給申請手続について

## 被保険者・事業主のみなさんへ

被保険者の方が1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳。7頁、8頁参照。）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。

支給を受けるためには所定の手續が必要となりますので、このリーフレットの次ページ以降をお読みいただき、公共職業安定所（ハローワーク）で手續を行ってください。

### ● 育児休業給付の受給資格の確認はお済みですか？ ●

被保険者の方が育児休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書」を公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、その被保険者の方の受給資格の確認を受けることとなっています。

受給資格が確認される場合には、公共職業安定所（ハローワーク）から「育児休業給付受給資格確認通知書」（又は「育児休業給付金支給決定通知書」）が交付されますので、事業主の方は、被保険者の方にお渡しいただくことになります。

万一、受給資格の確認が行われていない場合には、事業主の方を経由してすみやかに必要な手續を行ってください。

### ● 受給資格確認は育児休業給付金の初回の支給申請と同時に行えます。 ●

受給資格確認手続は育児休業給付金支給申請書を事業主の方を経由して提出する場合には、最初に育児休業給付金支給申請書を提出する際に、同時に行うことができます。



厚 生 労 働 省

都 道 府 県 労 働 局

公共職業安定所（ハローワーク）

# 1

# 育児休業給付金の概要

## (1) 支給対象者

1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳。7頁、8頁参照。）に満たない子を養育するために育児休業を取得する被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限ります。）が12か月以上ある方が対象となります。

なお、令和2年8月1日以降に育児休業を開始している方については、賃金支払基礎日数が11日以上の月が12か月ない場合、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。

（注1）支給対象者は男女を問いません。

被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

（注2）育児休業開始日前2年間に疾病・負傷等の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかつた方については、これらの理由により賃金の支払いを受けることができなかつた日数をこの期間に加えた日数（最大4年）となります。

※ 同一の子についての2度目以降の育児休業は、原則として支給の対象となりません。

ただし、配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、再度の育児休業が可能となり、支給要件を満たせば給付金の対象となります。

※ 育児休業を開始する時点で、育児休業終了後に離職することが予定されている方は、支給の対象となりません。

☆ 育児休業を開始した被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される方）である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、子が1歳6か月までの間（保育所等における保育の実施が行われないなどにより子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

## (2) 給付の内容

育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給します（次頁図参照）。

※ 支給の対象となる育児休業の期間には、産後休業期間（出産日の翌日から起算した8週間）は含まれません。

※ 男性の場合は、配偶者の出産日当日より育児休業の取得が可能であるため、配偶者の出産日当日より育児休業を開始した場合は育児休業給付金の支給対象となります。

※ 支給単位期間において、就業していると認められる日（全日休業している日（日曜日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）以外の日）が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下である必要があります。

育児休業を終了した日（子が1歳に達する日以後も休業する場合は、子の1歳の誕生日の前々日）の属する支給単位期間については、就業していると認められる日が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であるとともに、全日休業している日が1日以上あることが必要です。（ただし、当該支給単位期間に係る支給額の算定については、（3）注2参照。）

なお、育児休業期間中に、1か月間に10日を超えて就労した場合、その際の就労に対する賃金額を、次の子に係る育児休業を取得した際の育児休業給付金の支給額の算定に使用する場合があるため、次の子に係る育児休業給付金の支給額が減額になる可能性があります。

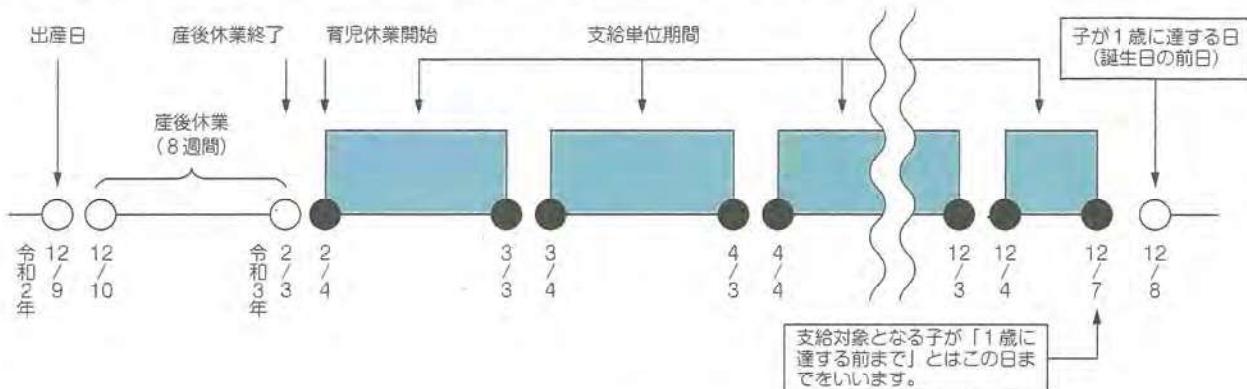
※ 支給単位期間の途中で離職した場合、その支給単位期間は支給を受けることができません。

※ 育児休業給付金の支給の対象となる支給単位期間を「支給対象期間」といいます。

※ 育児休業給付の期間中に、他の子に係る産前産後休業又は育児休業や、介護休業が開始された場合、それら新たな休業の開始日の前日をもって当初の育児休業給付は終了します。

育児休業給付金の支給を受けた場合は、当該育児休業給付金の支給を受けた期間については、雇用保険の基本手当及び高年齢求職者給付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定されることとなります。

例) 産後休業に引き続き、子が1歳に達する前まで育児休業を行った場合



### (3) 支給額

各支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

**休業開始時賃金日額<sup>(注1)</sup> × 支給日数<sup>(注2)</sup> × 67% (ただし、育児休業の開始から6か月経過後は50%)です。**

ただし、支給単位期間中に賃金支払日がある場合で、支払われた賃金（育児休業期間のみを対象とした賃金）の額が休業開始時賃金日額×支給日数の13%（30%）を超えるときは、支給額が減額され、80%以上のときは、給付金は支給されません（注3）。

この賃金月額は、上記の支給日数の30を乗じることによって算定された賃金月額が456,300円を超える場合は456,300円となります。また、賃金月額が77,220円を下回る場合は、77,220円となります。

なお、育児休業給付金の各支給単位期間ごとの支給額（原則、休業開始時賃金日額×支給日数の67%（50%））の上限額は305,721円（228,150円）となります。

〔上記の金額は令和3年7月31日までの額です。〕

（注1）「休業開始時賃金日額」は、原則、育児休業開始前（産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前）6か月間の賃金（臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）を180で除した額です。

（注2）「支給日数」とは、a) b以外の支給単位期間については30日、  
b) 休業終了日の属する支給単位期間については、その支給単位期間の日数です。

（注3）  

賃金が、休業開始時	13% (30%)以下の場合	→ 賃金日額 × 支給日数の 67% (50%)相当額を支給
賃金日額 × 支給日数	13% (30%)を超えて 80%未満の場合	→ 賃金日額 × 支給日数の 80%相当額と賃金の差額を支給
(上記 a 又は b) の	80%以上の場合	→ 支給されません

（注4）育児休業給付の受給資格を確認した際にお渡しする「育児休業給付受給資格確認通知書」又は「育児休業給付金支給決定通知書」に、支給日数を30日とした場合の「休業開始時賃金日額 × 支給日数」を「賃金月額」として、「賃金月額」、「賃金月額の67%」、「賃金月額の50%」が記載されています。

（例）休業開始時賃金月額が30万円の場合の支給額は……

育児休業給付金の額（休業終了日の属する支給単位期間以外の、支給日数が30日となる支給対象期間（（注2）a）の場合）

① 支給単位期間中に育児休業期間を対象とした賃金が支払われていない場合 30万円 × 67% (50%) = 20万1千円（15万円）

② 休業開始時賃金月額の13%（30%）超 80%未満の育児休業期間を対象とした賃金が支払われた場合 30万円 × 80% (=24万円) から、支払われた賃金額を差し引いた額

※ 休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数とし、これを休業開始時賃金日額に乘じて得た額を賃金月額にあてはめて、支給額を計算します。

☆ 育児休業期間中は、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の保険料について本人及び事業主負担分が免除されます。詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

# 2

## 育児休業給付の受給資格確認手続・ 育児休業給付金の初回支給申請手続

育児休業給付金の支給を受けるためには、まず、育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が以下の受給資格確認手続を行うことが必要となります。

また、育児休業給付金の支給申請手続（6頁参照）を事業主の方を経由して行う場合は、受給資格確認手続と育児休業給付金の初回支給申請手続を同時に行うこともできます。この場合の初回の育児休業給付金の支給申請は、原則として最初及び次の2つの支給単位期間について行うようにしてください。

**提出者** 被保険者を雇用している事業主

**提出書類** **雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書**  
**育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書** } の両方

※ 受給資格確認と同時に初回の育児休業給付金の支給申請を行わない場合、「育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書」は、「育児休業給付受給資格確認票」としてのみ使用してください。

また、これには払渡希望金融機関指定届が付いていますが、以前に雇用保険の他の給付（例えば基本手当）の支給を口座振込により受けた方については、この口座を使用することもできます。

**添付書類** ① 受給資格確認手続のみ行う場合

賃金台帳、出勤簿や母子手帳など、育児を行っている事実、書類の記載内容が確認できる書類

② 初回の支給申請も同時に行う場合

①の書類及び賃金台帳や出勤簿等、書類の記載内容を確認できる書類

**提出先** 事業所の所在地を管轄している公共職業安定所（ハローワーク）

※ 本手続は電子申請による支給申請も可能です。

**提出時期** ① 受給資格確認手続のみ行う場合

**初回の支給申請を行う日まで**

② 初回の支給申請も同時に行う場合

育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日まで（たとえば、育児休業開始日が7月10日の場合、4か月を経過する日は11月9日ですので提出期限は11月30日までとなります。）（注1）

※ 女性の被保険者の場合、産後休業（出産日の翌日から8週間）の後引き続いて育児休業を取得するときは、「育児休業を開始した日」とは出産日から起算して58日目に当たる日となります。

（注1）高年齢雇用継続給付の支給申請月は、事業所ごとに定められた奇数月型又は偶数月型に従って指定されていますが、この申請手続にあわせて育児休業給付の支給申請手続も行うことができます。

◎ **雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記載リーフレット**は、ハローワークの窓口にあります。

育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限ります。）が12か月以上ある場合に、育児休業給付の受給資格が確認されます。

◎ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

### 受給資格がある場合

① 受給資格確認手続のみ行った場合

「育児休業給付受給資格確認通知書」と「育児休業給付金支給申請書」

② 初回の支給申請手続も同時に行った場合

「育児休業給付金支給決定通知書」と「（次回）育児休業給付金支給申請書」  
が交付されますので、被保険者の方にお渡しください。

### 受給資格がない場合

「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されますので、被保険者の方にお渡しください。

## 育児休業給付受給資格確認通知書等の通知例

### ☆ 育児休業給付の受給資格が確認された場合の通知例 (受給資格確認手続のみが行われた場合)

育児休業給付次回支給申請日指定通知書 (事業主通知用)					
事業所番号	1300-765432-1	事業所名略称	ギョウセイコウヨウカブシキ	賞賛取得年月日	
被保険者番号	1300-012345-6	氏名	ロウドウ タロウ	180401	
次回支給単位期間その1	020604 - 020703	次回支給申請期間	次回支給申請年月日	付	支給開始年月日
次回支給単位期間その2	020704 - 020803		020804-021031	020811	020604
<small>〒112-8577 文京区後楽1-9-20 TEL 03-3812-8609 交付令和2年6月14日</small>					
 <b>見本</b>					

<キリトリ>

(被保険者通知用)					
被保険者番号	氏名	性別	年齢	月日	出産日
1300-012345-6	ロウドウ タロウ	男	3-580409	5-020409	5-020610
支給期間	賞金額	賞金月額	67%	賞金外額	50%
020604-030407	189,810	127,172	94,905	0	
先般、提出されました受給資格確認書の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。 1. 給付金の種類 <b>育児休業給付金</b> 2. 次回支給対象 1 令和2年6月4日～令和2年7月3日 2 令和2年7月4日～令和2年8月3日 3. 次回支給申請期間 令和2年8月4日～令和2年10月31日 (令和2年7月4日～令和2年10月31日) 4. 次回支給申請日 令和2年8月11日					
<small>〒112-8577 文京区後楽1-9-20 TEL 03-3812-8609 交付令和2年6月14日</small>					
 <b>見本</b>					

次回支給申請日が指定されます。

支給申請期限となります。この期間に属する奇数月又は偶数月に他の雇用継続給付に係る支給申請等とあわせて行うことができます。

☆「支給申請書」とともに通知されます。「支給申請書」は、下の例を参考に記載し、事業主の方を経由して提出してください。

ご指定された金融機関口座番号を再確認ください。

子の誕生日の前々日となります。ただし支給対象期間の延長に該当する場合等は支給期間末日が変更されます。

次回支給対象1についてのみ申請を行うこともできます。その場合の支給申請期間は、( )内の期間になります。

育児休業給付の受給資格を否認した場合はその旨が記載されます。

受給資格確認と同時に初回の育児休業給付金の支給申請が行われた場合(4頁参照)は、支給決定された内容等が記載されます。

## 育児休業給付金支給申請書の記載例

様式第33号の8(第10条の30関係)(第1面)					
育児休業給付金支給申請書					
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)					
被保険者番号	12406	支給申請期間	氏名	ロウドウ タロウ	1. 被保険者番号
2. 賞格取得年月日	180401	3. 育児休業開始年月日	020604	4. 支給単位期間その1(初日～末日)	021004-021103
事業所番号	1300-765432-1	費賃区分	支給終了年月日	支給単位期間その2(初日～末日)	022104-021203
4. 被保険者名	労働 太郎	フリガナ(カタカナ)	支給終了年月日	支給終了年月日	前回処理年月日
5. 支給単位期間その1(初日)	5-02-01-004	(末日)	5-02-11-103	6. 試業日数	7. 試業時間
6. 試業日数	0	(月)	0	8. 支払われた賞金額	9. 支払われた賞金額
7. 試業時間	0	(日)	0	10. 支払われた賞金額	11. 支払われた賞金額
8. 支払われた賞金額	0	(時)	0	12. 支払われた賞金額	13. 支払われた賞金額
9. 支払われた賞金額	0	(分)	0	14. 支払われた賞金額	15. 支払われた賞金額
10. 支払われた賞金額	0	(秒)	0	16. 支払われた賞金額	17. 支払われた賞金額
11. 支払われた賞金額	0	12. 支払われた賞金額	0	18. 支払われた賞金額	19. 支払われた賞金額
13. 支払われた賞金額	0	13. 支払われた賞金額	0	20. 支払われた賞金額	21. 支払われた賞金額
14. 支払われた賞金額	0	14. 支払われた賞金額	0	21. 支払われた賞金額	22. 支払われた賞金額
15. 支払われた賞金額	0	15. 支払われた賞金額	0	22. 支払われた賞金額	23. 支払われた賞金額
16. 支払われた賞金額	0	16. 支払われた賞金額	0	24. 支払われた賞金額	25. 支払われた賞金額
17. 雇用開始年月日	020604	18. 支給対象となる期間の延長年月日	021004-021103	21. 次回支給申請年月日	022104-021203
19. 雇用終了年月日	022104	20. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203	22. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203
21. 次回支給申請年月日	022104	22. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203	23. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203
22. 支給対象となる期間の延長年月日	022104	24. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203	25. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203
23. 支給対象となる期間の延長年月日	022104	25. 支給対象となる期間の延長年月日	022104-021203		
上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 令和2年12月17日					
公共職業安定所長 様 申請者氏名 労働 太郎					
一定の場合(6頁④参照)で、子が1歳以降(1歳の誕生日の前日以降)1歳2か月未満までの期間も育児休業をする場合に記載します。					
記載欄は裏面にあります。					

支給単位期間その2の初日は支給単位期間その1の初日の翌月の応当日(応当日がないときは当該月の末日)を、支給単位期間その1の末日は支給単位期間その2の初日の前日です。

5、9欄の各々支給単位期間中に就業していると認められる日の数を各々6、10欄に記載します。

5、9欄の各々支給単位期間中の就業日数が10日を超える場合、就業している時間数を各々7、11欄に記載します。

5、9欄の支給単位期間中に支払われた賃金であっても、育児休業の期間以外の期間を対象とした賃金は、記載しません。介護休業給付金支給申請書の場合の記載方法と同様です。

支給対象となる期間の延長手続を行なう場合(7、8頁参照)にのみ記載してください。

支給決定通知書の表記の「支給期間末日」前に休業を終了した場合に記載します。

被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。

### ☆ 指定された支給申請日あるいは支給申請期間内に提出してください。

子が1歳6か月に達する日後の期間の延長手続を行う場合(7、8頁参照)にのみ記載してください。

# 3

## 育児休業給付金の支給申請手続

### ① 概要

育児休業給付金の支給を受けるためには、支給申請の手続をしていただく必要がありますが、原則として2か月に一度、支給申請を行っていただくこととなります。

※ なお、被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

提出者	事業主
	※ やむを得ない理由のため、事業主を経由して提出することが困難な場合や被保険者本人が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。
提出書類	「育児休業給付金支給申請書」
	※ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付されます。 また、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」は、受給資格確認と同時に支給申請を行う場合のみに使用してください。
添付書類	賃金台帳や出勤簿等、支給申請書の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）
	※ 本手続は電子申請による支給申請も可能です。
提出時期	公共職業安定所長が指定する支給申請期間の支給申請日
	※ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。

※ 休業開始時賃金月額の80%以上の賃金が支払われているなど、支給を受けられないことがあらかじめ明らかである場合であっても、支給申請書の表題を「次回支給対象期間指定届」と変更して提出してください。

### ② 支給決定の通知について

支給の可否と支給額については、「育児休業給付金支給決定通知書」に記載されています。

### ③ 支給方法について

支給決定された場合の育児休業給付金は、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」についている「払渡希望金融機関指定届」により届け出られた被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。

また、受給資格の確認の際に、払渡希望金融機関を指定しなかった方は、初回の支給申請時までに「払渡希望金融機関指定届」を提出してください。

### ④ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について

#### （1）概要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下a～cのいずれの要件も満たす場合に子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年（※）まで育児休業給付金が支給されます。

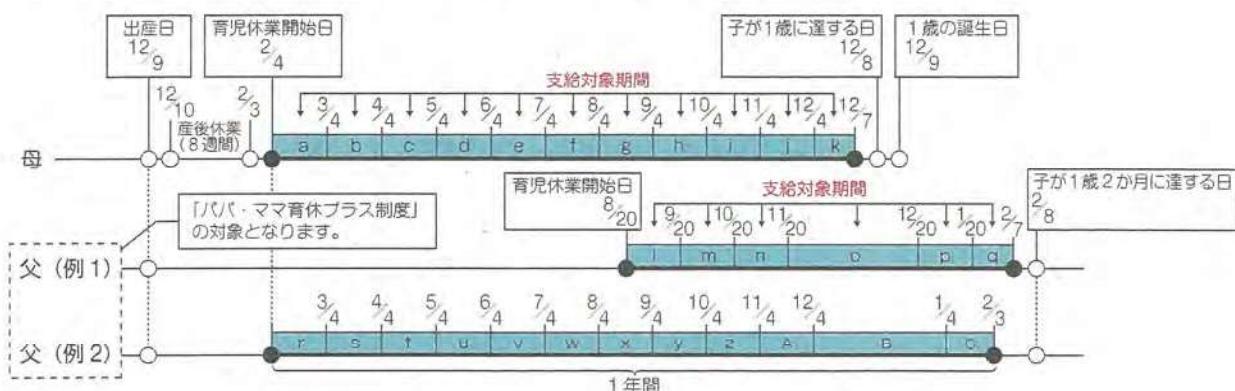
※ 出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年です。父親の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が最大1年となります。

a 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前である場合

b 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合

c 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること

注) b, cの配偶者には、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。また、配偶者が国家公務員、地方公務員等の公務員である場合も含みます。



## (2) 申請方法

原則として子が1歳に達する日を含む支給対象期間までの支給申請時に、6頁の確認書類に加えて、下記書類を添付の上、必要事項を記載（「育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書」の場合は25欄と26欄、「育児休業給付金支給申請書」の場合は19欄と20欄）してください。

### 添付書類

- a 世帯全員について記載された住民票の写し等支給対象者の配偶者であることを確認できる書類
- b 配偶者の育児休業取扱通知書の写しまたは配偶者の疎明書等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（配偶者が雇用保険の育児休業給付を受給しており、支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号の記載がある場合は、bを省略できますが、確認できない場合はbが必要です。）

## 4 支給対象期間の延長について

保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

※ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により、休業終了予定日とされた日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日とされた日後の期間について、以下のいずれかに該当する理由により支給対象期間の延長事由に該当した場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間が支給対象期間になります。

また、1歳に達する日（いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」により休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）又は1歳6か月に達する日まで育児休業をしている配偶者と交代することによっても、他の要件を満たせば、1歳6か月に達する日又は2歳に達する日前までの期間が支給対象期間になります。

### 【延長事由】

- イ 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合  
注）ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

また、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。

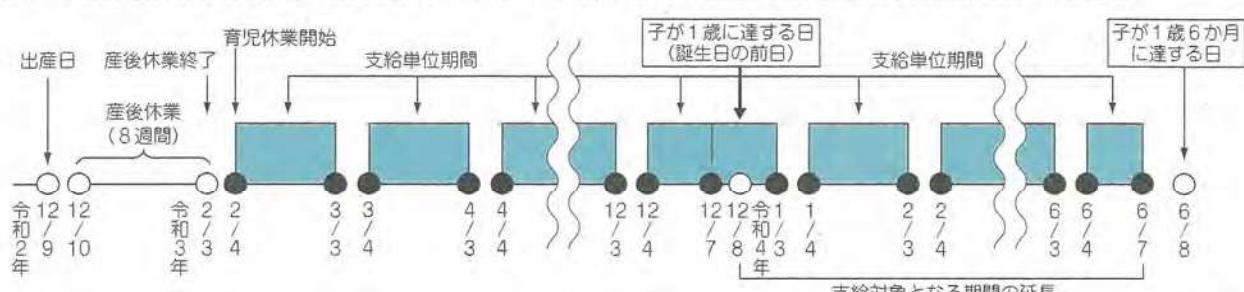
- 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

- a 死亡したとき
- b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- c 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
- d 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

※ 必要な手続は、8頁を参照してください。

※ 上記の配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

例) 支給対象となる期間の延長を行い、子が1歳6か月に達する前まで育児休業を行った場合



## 支給対象期間の延長手続

育児休業の申出に係る子について1歳に達する日後の延長、1歳6か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続が必要です。

### 【手続の方法】

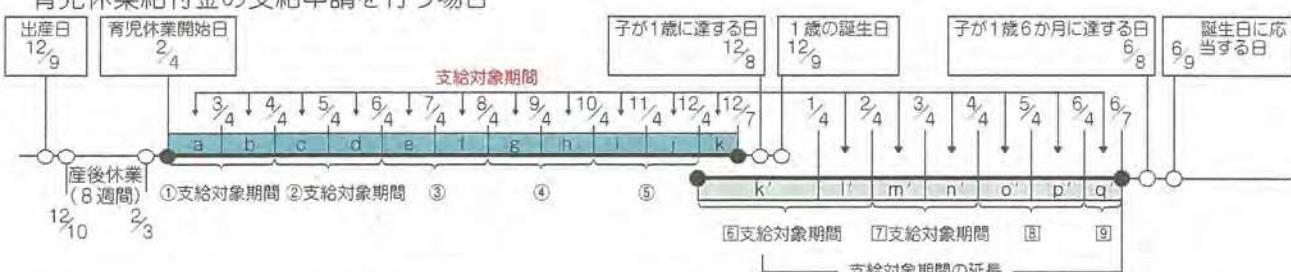
子が1歳に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

① (子が1歳に達する日前の支給対象期間について) 子が1歳に達する日以後最初に提出する際(下図においては、支給対象期間 i 及び j (⑤)について支給申請を行う際であって、子が1歳に達する日以後に支給申請書を提出する際)

② 子が1歳に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際(下図においては、支給対象期間 i 及び j (⑤)の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間 k' に延長に係る期間を含めて支給対象期間 k' 及び l' (回)として支給申請を行う際)

\* いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により、休業終了予定日とされた日が子の1歳に達する日以後である場合は、上記「1歳に達する日」を「休業終了予定日の翌日」として扱います。

例) 産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が1歳6か月に達する日の前日まで育児休業給付金の支給申請を行う場合

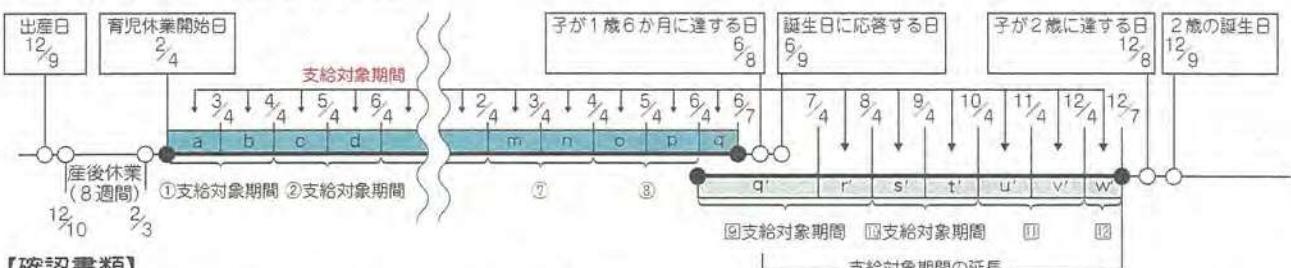


子が1歳6か月に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

① (子が1歳6か月に達する日前の支給対象期間について) 子が1歳6か月に達する日以後最初に提出する際(下図においては、支給対象期間 o 及び p (⑧)について支給申請を行う際であって、子が1歳6か月に達する日以後に支給申請書を提出する際)

② 子が1歳6か月に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際(下図においては、支給対象期間 o 及び p (⑧)の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間 q' に延長に係る期間を含めて支給対象期間 q' 及び r' (回)として支給申請を行う際)

例) 産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が2歳に達する日の前日まで育児休業給付金の支給申請を行う場合



### 【確認書類】

上記により支給対象となる期間の延長事由等を記載して支給申請書を提出する際には、6頁の確認書類に加えて、

「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」※市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

[7頁の【延長事由】イの場合]

「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」[7頁の【延長事由】口 a 及び c の場合]

「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」[7頁の【延長事由】口 b の場合]

「母子健康手帳」[7頁の【延長事由】口 d の場合]

が必要となります。

※保育所などの入所申込みを行い、第一次申込みで内定を受けていたにもかかわらず、これを辞退し、第二次申込みで落選した場合には、落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。こうした付記がされた「保育所入所保留通知書」をハローワークに提出された場合は、保育所などの内定を辞退した理由を本人に確認し、やむを得ない理由がない場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申出にあたらず、延長申請は認められません。

(※「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等に変更があり、内定した保育所などに子どもを入所させることが困難であったこと等になります。)

なお、市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

育児休業給付ご担当者及びご本人（育児休業者）様

## 育児休業給付金延長についてのお知らせ

育児休業給付金は一定の要件を満たした場合（特に下記理由）、最大1歳6か月になる前日まで（更に一定の要件を満たした場合は2歳になる前日まで（注））給付を受けられる期間を延長できます。

各事業所担当者におかれましては、育児休業取得者に対しまして適切な説明を、また、支給申請時に職場復帰されていないかの確認をお願いいたします。

**（注）2歳になる前日までの延長は対象の子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に限ります。**

### ★保育所による保育が実施されないことに係る延長対象の要件として

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、1歳の誕生日以前の入所希望日で市区町村に対して申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。（1歳6か月まで延長を認められた方の場合、更に1歳6か月に達する日の翌日以前の入所希望日で市区町村に申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日の翌日後の期間について、当面その実施が行われない場合は2歳に達する日の前日まで延長されます。）

→パパ・ママ育休プラス制度を利用される方である場合は一部要件が変更となります。（下記※1参照）

**【注意事項】**：市区町村により、保育園の入所申し込みの時期（締め切り）や有効期限も様々ですので、提出時期の確認は、十分余裕を持って市区町村にご確認下さい。

### ★確認書類について

#### 1. 市区町村の証明書

① 保育所入所保留通知書（保育所入所不承諾通知書）の写し

#### 2. その他、必要により安定所より提出を求められた書類

①の入所保留通知書等の内容に、対象の子の生年月日及び入所希望日が明記されない場合に入所申込書（写し）が必要になります。また、入所希望日を1歳の誕生日の属する月（1歳6か月に達する日の翌日の属する月（※2）よりも前で申し込まれている場合、1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）の入所保留通知書等が別途必要です。1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）に入所できていないが入所保留通知書等が発行できない場合、「本人の疎名書（本人直筆の署名または押印）」及び「1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）よりも前の入所保留通知書等（有効期限内のものに限る）」が必要になります。

### ★延長対象とならない事例

1. 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申し込みを行わなかった場合。
2. 無認可保育施設（認証保育所等）への入所希望申し込みの場合。
3. 入所希望日が、1歳の誕生日（※1）の翌日以降（1歳6か月に達する日の翌々日以降（※2））となっている場合。

（市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10月29日誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないのでご注意下さい。）

※1 「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用して育児休業を取得する場合には、以下の①～③すべてに該当する場合に、一定の要件を満たすと子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

このため、当該制度を利用する場合、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日の翌日」と読み替えて取り扱います。

- 育児休業開始が、当該子が1歳に達する日の翌日以前である場合。
- 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合。
- 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

※2 1歳6か月までの延長が認められ、更に2歳に達する前日までの延長を希望する場合。

## ★延長申請

1. 延長事由が生じた場合は、支給申請の手続きのための添付書類（賃金台帳・出勤簿等）と併せて、以下の書類を添付して下さい。
- また、併せて支給申請書の17欄に支給対象となる期間の「延長事由一期間」を記載して下さい。  
延長申請を行わなかった場合には、延長されませんので、ご注意ください。

- 保育所による保育が実施されない……………市区町村により発行された証明書（入所保留通知書など）（認可保育所、児童福祉法第39条に定める保育所等へ保育の申込みを行い、かつ1歳の誕生日（1歳6か月に達する日の翌日）に保育が行われていないこと。）
- 養育を予定した配偶者の死亡……………住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の疾病、負傷等……………医師の診断書と母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者との別居……………住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の産前産後……………産前産後に係る母子健康手帳など

2. 延長申請は、以下の①または②の申請時に、必要な確認書類を持参していただくことになりますので、ご注意ください。

- ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時（ただし、1歳到達日（1歳6か月に達する日）以降の申請時に限る）。
- ② 1歳到達日（1歳6か月に達する日）を含む延長後の支給対象期間（延長されたとした場合の支給対象期間となります）の支給申請時。

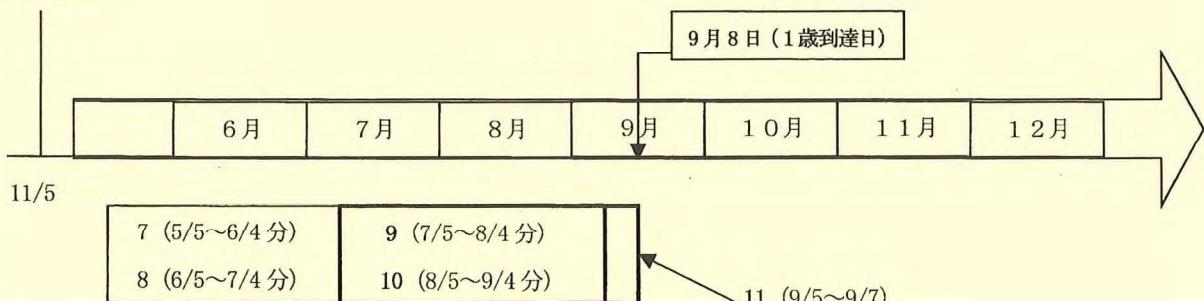
### 〔延長申請の例示〕

- 出産日 9月9日 ○休業開始日 11月5日
- 延長事由：保育所による保育が実施されない

延長申請は①または②の支給申請手続と併せて行います。

- ① 支給対象期間9・10の申請時点では、9月8日（1歳到達日）以後に支給申請と同時に延長申請ができます。〈9月8日から11月30日までに手続〉
- ② 支給対象期間11の場合では、延長されたとした場合の支給単位期間（9/5～10/4分、10/5～11/4分）の支給申請と同時に延長申請ができます。〈11月5日から1月31日までに手續〉

### 育児休業開始



①

支給対象期間 9 (7/5~8/4) → 9月5日～11月30日まで申請期間  
支給対象期間 10 (8/5~9/4) → 9月5日～11月30日まで申請期間

②

支給対象期間 11 (9/5~9/7) → 9月8日～1月31日まで申請期間

(延長申請する場合は9/5～10/4、10/5～11/4 → 11月5日～1月31日まで申請期間)

育児休業給付金申請者及び事業主のみなさまへ

# 保育所に入所できない場合の育児休業給付金支給対象期間の延長についてのご案内

## 1 育児休業延長制度の概要

育児休業給付金は、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、職場に復帰するため、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等の一定の要件を満たした場合には、最長1歳6か月の誕生日の前々日までを限度として支給対象期間を延長することができます。

## 2 保育所に入所できないことを事由とする延長対象の要件

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子の1歳の誕生日において、当面その実施が行われない場合に延長対象要件に該当します。

上記の条件を満たすためには、次の①及び②を満たすことが必要です。

- ① 保育所(無認可保育施設は含まれません。)への入所申込みを1歳の誕生日以前に行っていること。
- ② 入所希望日(利用開始日)は1歳の誕生日以前であること。

## 3 延長対象となる事例

### 重要!! POINT①

- ★ 市区町村に保育所の入所申込みを行ったところ、各月の1日、11日、21日が利用開始日であった。10月29日誕生日のため10月21日からの入所申込みを行ったが、定員超過のため入所ができなかった。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。利用開始日は1歳の誕生日以前とする必要があります。本事例は、1歳の誕生日以前の10月21日の入所申込みのため延長対象となります。（同様の事例で延長対象とならない「4 延長対象とならない事例」もご参照ください。）

## 4 延長対象とならない事例

### 重要!! POINT②

- ★ 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。
- ★ 保育所への入所希望日（利用開始日）が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。各月1日、11日、21日の利用開始日でなければ入所申込みの受付ができない市区町村で、10月29日誕生日のため11月1日の利用開始日を希望した場合は、利用開始日が1歳の誕生日以前でないため、給付金の延長対象とならないのでご注意ください。（延長対象となる「3 延長対象となる事例」もご参照ください。）

## 5 延長給付の手続き方法

- ★ 市区町村が発行した「保育所の入所不承諾通知書」や「利用調整結果通知書（保留）」（市区町村により名称が異なります）等、1歳の誕生日において保育所にて保育が実施されない事実を証明することができる書類を以下の①または②の申請時に持参してください。

  - ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時。ただし1歳の誕生日の前日以降の申請時に限ります。
  - ② 1歳の誕生日の前日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時。

**2歳の誕生日の前々日までの延長を要する場合は、1歳6か月の前々日までの延長時と同様に延長対象の要件確認が別途必要です。**

※ ご不明な点は、事業所管轄のハローワークにお問合せください。



福岡労働局 ハローワーク

福岡310121

## 雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も申告が必要です

育児休業給付金制度では、就業日数（時間）の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所で就業している日数（時間）も含まれます。**

なお、育児休業期間を対象として支払われた賃金の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所から支払われた賃金は含まれません。**

■ 様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第1面）

育児休業給付金支給申請書  
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

被保険者番号 <b>10406</b>	支給申請期間 平成 29年4月15日～29年5月14日	氏名 _____	1. 被保険者番号 _____
2. 育児休業開始年月日 平成 29年4月15日	3. 育児休業開始年月日 平成 29年5月15日	支給単位期間その1 平成 29年4月15日～29年5月14日	支給単位期間その2 平成 29年5月15日～29年6月14日
事業所番号 _____	登録区分 _____	就業終了年月日 平成 29年5月14日	出産年月日 平成 29年5月14日
4. 実効単位期間の（始日） 平成 29年04月15日	（末日） 平成 29年05月14日	5. 就業日数 平成 29年05月15日	6. 就業時間 平成 29年05月15日
7. 実効単位期間の（始日） 平成 29年05月15日	（末日） 平成 29年06月14日	8. 就業日数 平成 29年05月16日	9. 就業時間 平成 29年05月15日
10. 退職支給単位期間（始日） 平成 29年05月15日	（末日） 平成 29年06月14日	11. 退職日数 平成 29年05月16日	12. 退職時間 平成 29年05月15日
13. 退職登録年月日 平成 29年05月15日	14. 退職登録年月日 平成 29年06月14日	15. 退職登録と在宅期間の延長登録期間 平成 29年05月15日～29年06月14日	16. 退職登録と在宅期間の延長登録期間 平成 29年05月15日～29年06月14日
配偶者 被保険者 10. 配偶者の被保険者番号 _____	11. 配偶者の被保険者番号 _____	12. 配偶者の被保険者番号 _____	13. 配偶者の被保険者番号 _____
上記の記載事項に誤りがあることを申告します。 平成 29年 月 日			
申告者名（捺印地・電話番号） 事業主名		20. 次回生給申請年月日 平成 29年 月 日	
年　月　日		21. 未実施区分 選択 未実施 以降 1. 未実施	
公共職業安定所長 段		22. 未実施区分 選択 未実施 以降 1. 未実施	

雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も含みます。

雇用保険の被保険者となっていない事業所からの賃金は含みません。



## 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の 金融機関における被後見人の本人確認

### 1 相談要旨

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

### 2 あっせん等の内容

令和2年12月4日金融庁に対しあっせん・公表

- あっせんのポイント ······ 1頁
- あっせんの概要 ······ 2頁
- あっせん文 ······ 7頁

#### 【あっせん文】

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。



## 成年被後見人名義の既存口座への後見設定手続の合理化

口座名義人の本人確認手続の重複不要が確認されました。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和2年12月4日、金融庁にあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

### 行政相談委員の意見

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで届出ができることがある一方で、被後見人の本人確認の書類を改めて求められる場合もある。無駄な手続なら合理化してほしい。



口座開設時に被後見人の本人確認は済んでる。後見設定時にも改めてやる必要あるの？



### 判明した事実

意見通り、金融機関によっては、後見設定時に成年後見人だけでなく成年被後見人の本人確認も要するところと、そうでないところがある。金融機関へのアンケートや、関係機関の考え方を調べると、そのような違いの合理的な理由が見当たらない。



### 行政苦情救済推進会議<sup>注</sup>の意見を踏まえ金融庁へあっせん

#### 《あっせんの内容》

必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/ku\\_jyousuisin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/ku_jyousuisin.html)

(本件に関する連絡先)

総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）



令和2年12月4日

## 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の 金融機関における成年後見人の負担軽減（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和2年12月4日、金融庁にあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議（※）の意見を踏まえたものです。（詳細は3ページから5ページまで参照）

※ 行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

### 1 行政相談委員の意見

成年後見人（以下、「後見人」という。）が、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることがあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。



### 2 調査結果

#### ◇ 金融機関における後見の設定

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出こととなっている。

※ 既存口座に後見の設定を行う場合の本人確認書類については、法令で定まっているものではない。

#### ◇ 金融庁の意見

成年後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはない。

#### ◇ 金融機関へのアンケート結果

当省において、一般社団法人全国銀行協会から正会員全117行に対しアンケートを実施した結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった69行中55行（79.7%）。



### 3 総務省（行政評価局）行政苦情救済推進会議の意見（要旨）

- 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関では登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁にあっせんできれば、後見人の方々の便宜が広がると思う。



### 4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた金融庁へのあっせん

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

#### 《参考》

##### ○行政苦情救済推進会議の構成員

(座長)	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	江利川 肇	公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会长
	梶田信一郎	元内閣法制局長官
	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長

##### ○行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティア  
行政相談委員は、全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設し、  
皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

(本件に関する連絡先)  
総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

## 説 明

### 1 行政相談委員の意見

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引き出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることがあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

### 2 当局の調査結果

#### 1 金融機関における後見の設定とは

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出こととなっている。当該届出は法令によって定められたものではない。

当該届出について、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 121 条の規定に基づく被後見人に対する払戻しを未然に防止するため、後見人から後見が開始されたことを銀行に届け出もらうこととしている」としている。

#### 2 銀行等における被後見人の本人確認書類の取扱状況（15 行の調査結果）

既存口座に後見の設定を行う際に求められる本人確認書類

- a 登記事項証明書のみ（他の身分証明書不要） 11 行
- b 過去に本人確認を行っていない場合のみ新規と同様に実施 3 行
- c 新規口座の開設時と同様に実施 1 行

（注）新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に定める特定取引に該当するため、本人確認方法が定められている。

### 3 関係行政機関等の意見

#### 1 金融庁

既存口座に対する後見の設定に当たっては、顧客の財産保護等の観点から、後見設定手続を行う者が、真正な後見人であることを確認するため、各金融機関が自ら必要と認める範囲・方法により本人確認を行っているものと考える。

既存口座への後見設定時における本人確認書類は、後見人の真正性を担保するものであり、成年後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはないが、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、成年後見制度の所管省庁と連携の上検討されるよう促してまいりたい。

#### 2 法務省

登記事項証明書は、被後見人等の住所や氏名等の登記された内容を証明するものであり、その用途は、例えば、後見人が被後見人に代わって介護サービス等の契約を結ぶ際に、取引相手に対して登記事項証明書を提示することによって、その権限を確認してもらうといった取引の安全の保護を図るために利用されるものである。

### 4 金融機関へのアンケートの実施結果

当省において、全銀協から正会員全 117 行に対しアンケートを実施、117 行中 74 行から回答（回答率 63.2%）。

※ アンケートの設問：犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認書類を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握。

結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった 69 行中 55 行（79.7%）。

＜主な回答内容＞

- 被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることを肯定する意見
  - ・ 口座開設時に本人特定事項及び顧客管理事項が確認されているとともに、裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少と思われる。

- ・ 犯収法の定める特定取引ではないことから、登記事項証明書の提示のみで問題ないと考える。
- その他の意見
- ・ 設間に沿った取扱いとはしていないが、既存口座については、被後見人の取引時確認がされていることを前提として、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書の提示のみとすることも可能と考える。

## 5 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関が登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁にあっせんできれば、後見人の方々の便宜が広がると思う。

## 6 行政評価局の意見

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にこうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

(公印省略)

総評行第89号  
令和2年12月4日

金融庁 監督局長 殿

総務省 行政評価局長

成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の  
金融機関における被後見人の本人確認について（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、行政相談委員から、別紙の1（行政相談委員意見の内容）のとおり、成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで手続できることもある一方で、金融機関によっては、成年被後見人の本人確認のためこれ以外の書類を求められる場合もあり、取扱いが区々なので統一してほしい旨の意見（注）が提出されました。

（注）行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱しており、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの業務を無報酬で行っています。

また、同法第4条により、行政相談委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる、とされています。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和元年9月18日第115回、同年12月9日第116回及び令和2年9月17日第118回）において検討した結果、同会議の意見を踏まえ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴府の措置結果については、令和3年1月29日(金)までにお知らせください。

記

- 1 制度概要及び調査結果等  
別紙の2～5参照

## 2 改善の必要性

### (1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

社会の高齢化の進行に伴い、今後、成年後見制度の利用が増えていくと見込まれることから、成年後見人の負担軽減策の検討を金融庁に求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ・ 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関では登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- ・ 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁にあっせんできれば、成年後見人の方々の便宜が広がると思う。

### (2) 当局の意見

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

## **金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 —制度概要及び調査結果等—**

### **1 行政相談委員意見の内容**

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引き出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることがあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

### **2 制度概要**

#### **(1) 後見開始の概要**

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、検察官等の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条）。

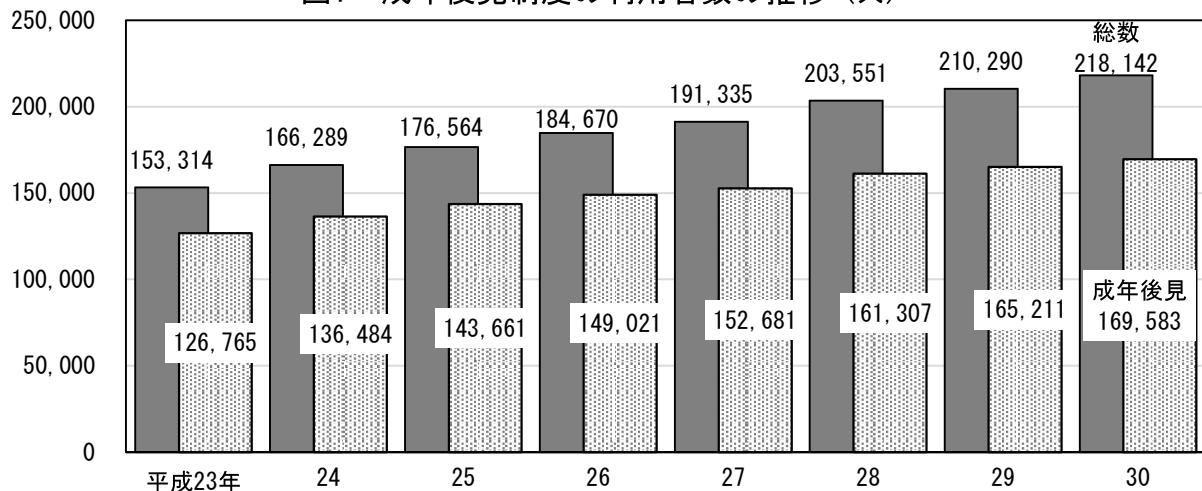
また、後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号。以下「後見登記法」という。）に基づいて、家庭裁判所からの嘱託により、東京法務局において、後見の登記がされる。後見の開始後は、被後見人の住所や氏名等、後見人の住所や氏名等を変更した場合は変更登記を、被後見人が死亡した場合は終了登記を、それぞれ行う必要がある。

また、後見人は、選任後 1 か月以内に被後見人の財産目録及び年間収支予定表を作成し、家庭裁判所に対して提出しなければならない（民法第 853 条及び第 861 条）。財産目録の提出に当たって、記載されている金融機関の通帳の写し等を添えて提出することとなっており、当該提出後、原則年 1 回定められた報告時期に、後見等事務報告書と財産目録等を提出することとなっている（「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」（東京家庭裁判所後見センター））。

#### **○ 成年後見制度の利用状況等**

成年後見制度の利用者数は増加しており、平成 30 年 12 月末時点における成年後見の利用者数は 16 万 9,583 人で、前年に比べて約 2.6% の増加となっている（図 1）。また、被後見人の認容件数も増加しており（図 2）、今後も一定の利用が見込まれる。

図1 成年後見制度の利用者数の推移（人）

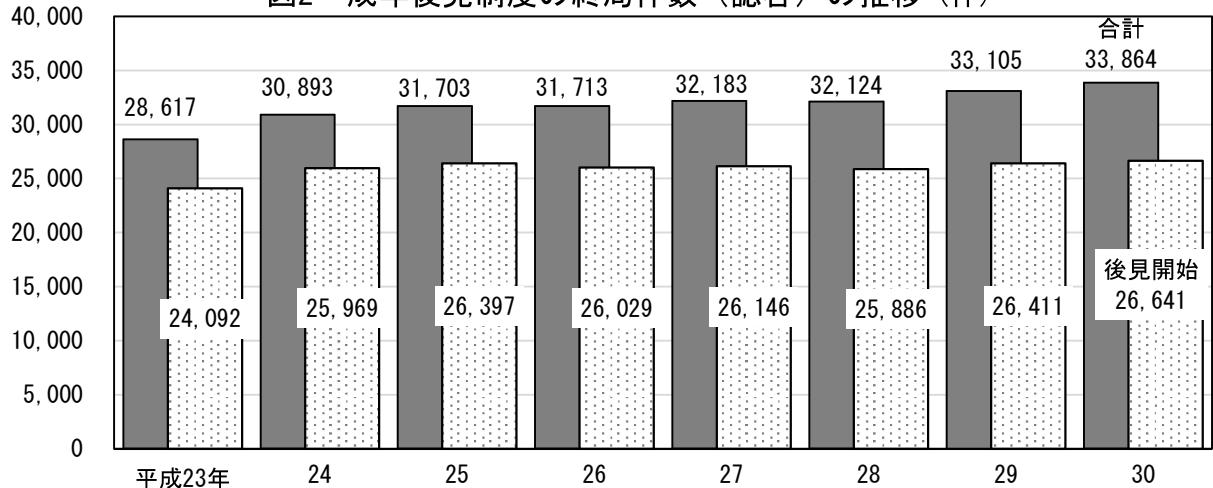


(注)1 「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所事務総局家庭局）に基づき、当省が作成した。

2 各年の数値は、各年12月末時点における利用者数である。

3 「総数」は、現に後見人、保佐人及び補助人（以下、「後見人等」という。）による支援を受けている被後見人、被保佐人及び被補助人並びに現に任意後見契約が生じている本人の合計である。

図2 成年後見制度の終局件数（認容）の推移（件）



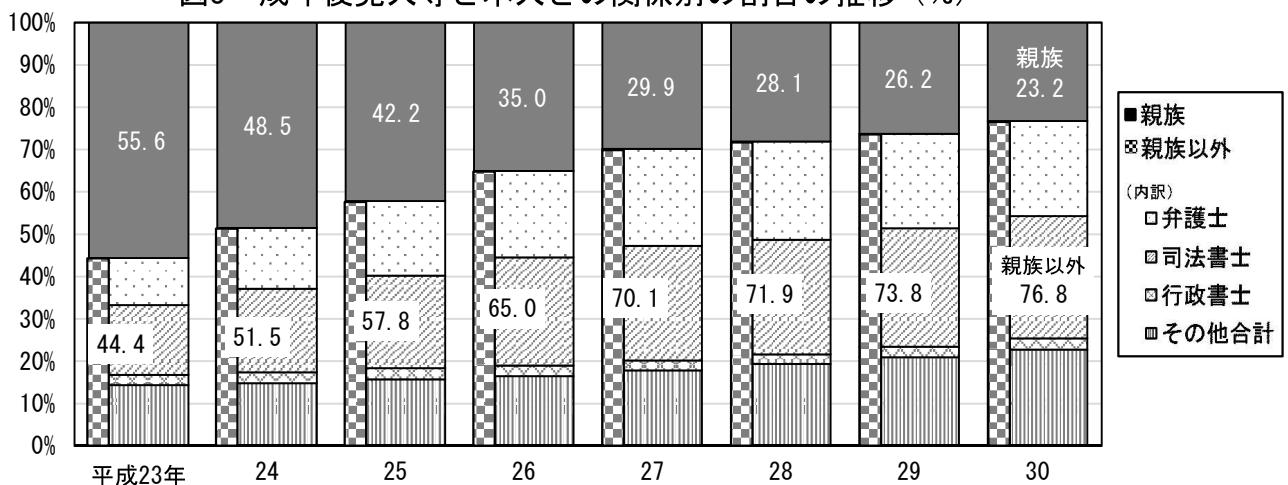
(注)1 「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所事務総局家庭局）に基づき、当省が作成した。

2 各年の数値は、1月から12月までに認容で終局した件数である。

3 「合計」は、認容で終局した件数のうち、後見開始、保佐開始及び補助開始の合計である。

後見人等と本人との関係別の割合の推移をみると、弁護士等を含む「親族以外」の割合は年々増加している。平成30年における「親族以外」の割合は76.8%となっており、「親族」の約3倍となっている（図3）。

図3 成年後見人等と本人との関係別の割合の推移 (%)



(注)1 「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき、当省が作成した。

2 当該割合における母数は、認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の事件における後見人等について、本人との関係別に合計したものであり、成年後見人等が複数選任される場合があるため、図2の「総数」とは異なる。

## (2) 後見の登記の概要

後見の登記は、後見登記法第4条に規定された登記事項（被後見人の住所や氏名等、後見人の住所や氏名等）を後見登記等ファイルに記録することによって行う。また、登記記録に記載されている者等（後見人を含む。）は、登記官に対し、当該ファイルに記録されている事項を証明した登記事項証明書を請求することができる（後見登記法第10条）。

なお、平成30年における成年後見に係る登記事項証明書の交付件数は、約154万件となっている（登記統計（法務省））。

## (3) 金融機関における後見の設定

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出こととなっているが、当該届出は法令によって定められたものではない。

当該届出について、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、「民法第121条の規定に基づく被後見人に対する払戻しを未然に防止するため、後見人から後見が開始されたことを銀行に届け出てもらうこととしている」としている。

なお、金融庁及び全銀協において、銀行口座における後見の設定に係るデータは把握しておらず、後見の届出がされている口座数等は把握していない。

（参考）民法第121条「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。」

### 3 調査結果

#### 銀行等における被後見人の本人確認書類の取扱状況（15行の調査結果）

- ① 既存口座に後見の設定を行う際に求められる本人確認書類

- a 登記事項証明書のみ（他の身分証明書不要） 11行
- b 過去に本人確認を行っていない場合のみ新規と同様に実施 3行
- c 新規口座の開設時と同様に実施 1行

（注）新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に定める特定取引に該当するため、本人確認方法が定められている。

- ② 金融機関の主な意見

金融機関	取扱状況 (注)	意見
A銀行	b	後見人は、被後見人の代理権を有していることから、被後見人に係る本人確認書類については登記事項証明書のみに簡素化しても、特段の支障はないものと思われる。
B銀行	c	本行政相談委員意見のように登記事項証明書のみの提示により本人確認を行えるようになれば、後見人に手間を掛けずに済むことになり有り難い。
C銀行	a	登記事項証明書以外、被後見人の本人確認書類を求めるることを内規では定めていない。

（注）「取扱状況」欄は、既存口座への後見設定時における本人確認方法として、上記3①の各項目に対応していることを示す。

### 4 関係機関の意見

#### （1）関連団体

- ア 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

既に被後見人名義の口座がある場合の成年後見の届出を行うに当たって、登記事項証明書や「審判書の銀行届出用抄本写し及び確定証明書」以外に被後見人の本人確認書類を求められることは少なくなったと感じている。

- イ 日本弁護士連合会事務局

既存口座については、新たな取引の開始ではないため、改めて被後見人について本人確認をする理由はない。

## (2) 金融庁

既存口座に対する後見の設定に当たっては、顧客の財産保護等の観点から、後見設定手続を行う者が真正な後見人であることを確認するため、各金融機関が自ら必要と認める範囲・方法により本人確認を行っているものと考える。

既存口座への後見設定時における本人確認書類は、後見人の真正性を担保するものであり、成年後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはないが、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、成年後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、成年後見制度の所管省庁と連携の上検討されるよう促してまいりたい。

## (3) 法務省

登記事項証明書は、被後見人等の住所や氏名等の登記された内容を証明するものであり、その用途は、例えば、後見人が被後見人に代わって介護サービス等の契約を結ぶ際に、取引相手に対して登記事項証明書を提示することによって、その権限を確認してもらうといった取引の安全の保護を図るために利用されるものである。

## 5 金融機関に対するアンケートの結果及び金融庁の見解

### (1) アンケートの実施・結果

当省において、全銀協から正会員全 117 行に対しアンケートを実施、117 行中 74 行から回答（回答率 63.2%）。

※ アンケートの設問：犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認書類を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握。

結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった 69 行中 55 行 (79.7%)。

<主な回答内容>

- 被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることを肯定する意見
  - ・ 口座開設時に本人特定事項及び顧客管理事項が確認されているとともに、裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少と思われる。
  - ・ 犯収法の定める特定取引ではないことから、登記事項証明書の提示

のみで問題ないと考える。

○ その他の意見

- ・ 設問に沿った取扱いとはしていないが、既存口座については、被後見人の取引時確認がされていることを前提として、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書の提示のみとすることも可能と考える。

(2) 金融庁の見解

総務省で実施したアンケート結果には、多数の金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応について肯定的あるいは既にそうした取扱いをしている旨の記載がある。

当該アンケート結果の金融機関への還元を通じて、金融機関の既存口座への後見設定に係る事務手続の自主的な検討を促し、もって、成年後見制度の活用促進を図ることとしたい。

## 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について

### 1 相談要旨

厚生年金保険法に基づき事業所から被保険者に通知される「標準報酬月額の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てができることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。

### 2 あっせん等の内容

令和2年12月4日厚生労働省に対しあっせん・公表

- あっせんのポイント ・・・・・・・ 1頁
- あっせんの概要 ・・・・・・・ 3頁
- あっせん文 ・・・・・・・ 9頁

#### 【あっせん文】

厚生労働省は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。



## 標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められます。 不服申立てができることが明示されます。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、令和2年12月4日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

### 行政相談の内容

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てできることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



### 判明した事実

現行法上、標準報酬月額の決定に対する不服申立ては可能でしたが、被保険者宛ての決定通知書においては、従来、不服申立てができる旨の記述が必ずしもありませんでした。



### 行政苦情救済推進会議注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

#### 《あっせんの内容》

働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/kujyousuisin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html)



標準報酬月額の決定に不満なとき、  
どこに不服申立てしたらよいか  
分かりやすくなって、安心だね！

#### ※詳細は次頁参照

(本件に関する連絡先)  
総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

## 現行の「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」

現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があつても、  
不服申立てできるかどうか、分からぬい…



<事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例>

【現在】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)					氏名	例示	
<input type="checkbox"/> 資格取得時の決定	令和	年	月	日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 定時決定	令和	年	月		従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
					決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 隨時改定	令和	年	月		従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
					改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 賞与支払時の決定	令和	年	月	日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 資格喪失日	令和	年	月	日			
このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。							
※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は… 資格取得時の決定…資格取得時(入社)し被保険者となった場合 定時決定…毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定) 随時改定…報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定) 賞与支払時の決定…賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定) 資格喪失日…退職日の翌日							
令和 年 月 日 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名							

(注) 日本年金機構のHPに掲載している様式例

### 改善の方向

事業主から被保険者への「標準報酬月額の決定通知」の様式例に、審査請求できる旨を記載

あわせて、日本年金機構から、審査請求できる旨を事業主と被保険者向けに周知

【見直し（案）】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)					氏名	例示	
<input type="checkbox"/> 資格取得時の決定	令和	年	月	日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 定時決定	令和	年	月		従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
					決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 隨時改定	令和	年	月		従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
					改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 賞与支払時の決定	令和	年	月	日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 資格喪失日	令和	年	月	日			
このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。 この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。							
※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は… 資格取得時の決定…資格取得時(入社)し被保険者となった場合 定時決定…毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定) 随時改定…報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定) 賞与支払時の決定…賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定) 資格喪失日…退職日の翌日							
令和 年 月 日 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名							

### 【追記】

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。



働き方が多様化して兼業が進むと、複数の事業主から報酬をもらう人も増えてくるから、決定への不服をどこに申立てたらよいか分かりやすくなつて、安心だね！



令和2年12月4日

## 標準報酬月額等の決定に不服があるときには、審査請求できる旨が通知書様式例に明記されます（概要）

### —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、令和2年12月4日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議（※）の意見を踏まえたものです。〈詳細は3ページから6ページまで参照〉

※ 行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

#### 1 行政相談の内容

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第21条の規定に基づく標準報酬月額の決定通知書は、保険者（日本年金機構）から事業主へ送られ、その後、被保険者に送付される仕組みになっているが、事業主に送られる決定通知書には教示事項（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に不服申立てができるとの教示）があるものの、被保険者宛ての決定通知書には、教示事項が記載されていない。

事業主宛ての決定通知書には、標準報酬月額の内容を速やかに被保険者に伝えなければならないといった記載もあるが、被保険者の中には、標準報酬月額に不満のある者もあり、不服申立てができると被保険者宛ての決定通知書でも教示すべきではないか。



#### 2 調査結果

##### ◇ 標準報酬月額の決定通知とは

厚生労働大臣（厚生年金保険法第100条の4により日本年金機構。以下同じ。）は、標準報酬月額の決定を行ったときは、その旨を、報酬月額に関する届出義務を負っている事業主に通知し、事業主は、さらにその内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならないとされている。

事業主から被保険者等への通知方法や様式について定めた法令はないが、日本年金機構のHPには、事業主から被保険者への通知様式例が掲載されている。

##### ◇ 決定通知書の現状

現在、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、事業主に対する決定通知書には、決定に不服がある場合の審査請求等について教示されているが、事業主から被保険者への決定通知書（様式例）には、同様の教示はない。



### 3 総務省（行政評価局）の行政苦情救済推進会議の意見（要旨）

- 審査請求前置主義が規定されているので、審査請求できる期間を超過すると訴訟もできなくなる。このため、訴訟の前に審査請求すべき旨を知らせるることは、権利保障の観点から極めて重要である。
- 教示している事業所もあることから、そのような例も踏まえ、検討を求めてよいのではないか。



### 4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた厚生労働省へのあっせん

厚生労働省は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

#### 《参考》

##### ○行政苦情救済推進会議の構成員

(座長) 松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
江利川 肇	公益財団法人医療科学研究所理事長
小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
梶田信一郎	元内閣法制局長官
齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋	法政大学法学部教授
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長

(本件に関する連絡先)

総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

## 1 相談内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づく標準報酬月額の決定通知書は、保険者（日本年金機構）から事業主へ送られ、その後、被保険者に送付される仕組みになっているが、事業主に送られる決定通知書には教示事項（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てができるとの教示）があるものの、被保険者宛ての決定通知書には、教示事項が記載されていない。

事業主宛ての決定通知書には、標準報酬月額の内容を速やかに被保険者に伝えなければならないといった記載もあるが、被保険者の中には、標準報酬月額に不満のある者もあり、不服申立てができると被保険者宛ての決定通知書でも教示すべきではないか。

## 2 当局の調査結果

### （1）標準報酬額の定時決定について

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないよう に、事業主は、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 か月間（4～6 月）の報酬月額を算定基礎届により厚生労働大臣（厚生労働大臣の権限に 係る事務の委任により日本年金機構（法第 100 条の 4。以下同じ。）に届出 し（法第 27 条）、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年 1 回、標準 報酬月額を決定し直している（定時決定）。決定し直された標準報酬月額は、 9 月から翌年 8 月までの各月に適用される（法第 21 条第 1 項、第 2 項）。

### （2）決定内容の通知について

厚生労働大臣は、標準報酬月額の決定を行ったときは、その旨を、報酬月額に関する届出義務（法第 27 条）を負っている事業主に通知しなければ ならない（法第 29 条第 1 項）。

また、事業主は、厚生労働大臣から標準報酬月額の決定の通知があつた 場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しな ければならない（法第 29 条第 2 項）。

事業主が上記の通知義務に反して正当な理由なく通知しなかつた場合に は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（法第 102 条第 2 号）。

なお、事業主から被保険者等への通知方法や様式について定めた法令は ないが、日本年金機構の HP には、以下のとおり、事業主から被保険者への 通知様式例が掲載されている。

例示

健康保険・厚生年金保険  
標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)

氏名

<input type="checkbox"/> 資格取得時の決定	平成	年	月	日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 定時決定	平成	年	月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円	
				決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)		
<input type="checkbox"/> 随時改定	平成	年	月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円	
				改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)		
<input type="checkbox"/> 賞与支払時の決定	平成	年	月	日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 資格喪失日	平成	年	月	日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…  
 ・資格取得時の決定……資格取得時(入社)し被保険者となった場合  
 ・定時決定……毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)  
 ・随時改定……報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)  
 ・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)  
 ・資格喪失日……退職日の翌日

平成 年 月 日 事業所所在地 \_\_\_\_\_  
 事業所名称 \_\_\_\_\_  
 事業主氏名 \_\_\_\_\_

(参考) 事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例(日本年金機構HPに掲載)

### (3) 標準報酬月額の決定に係る審査請求と教示について

法第90条は、「厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」としている。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項は、「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをできる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをできる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。」としている。

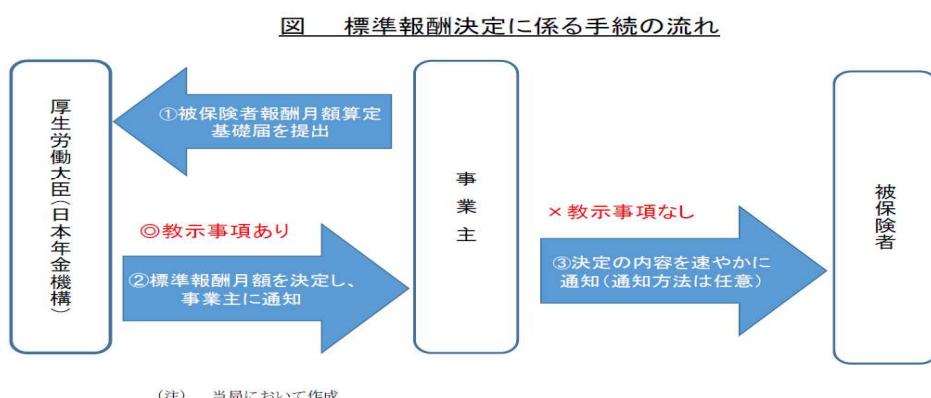
このため、報酬月額に関する届出義務及び保険料納付義務(法第27条、第82条第2項)を負っており「処分の相手方」である事業主に対し、厚生労働大臣は、行政不服審査法に基づき、上記(2)の通知により、決定に不服があるときは審査請求できる旨を教示(※)している。

### ※ 標準報酬決定通知書における教示事項

- 1 この通知書の決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。  
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあつた日から 2 か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があつたことを知った日から 6 か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。
- 2 この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

(注) 日本年金機構の資料による。

なお、上記 2(1) 及び(2) の手続をまとめると、以下の図のとおりとなる。



### 3 関係行政機関等の意見

#### 厚生労働省年金局・日本年金機構

- 法第 27 条、法第 29 条第 1 項、行政不服審査法第 82 条の規定を踏まえて、日本年金機構では、処分の相手方である事業主に送付する決定通知書に、教示事項を記載している。また、被保険者にも、求めがあれば適切に教示している。
- 日本年金機構は、被保険者の権利保障の観点から、全ての被保険者に、毎年 1 回、直近 1 年間の年金の加入記録や標準報酬月額等を記載した「ねんきん定期便」を送付し、自身の記録に誤り等がないかを確認していただ

いている。

仮に、自身の記録に誤り等があると考える場合には、処分が行われた日からの期間にかかわらず、年金記録の訂正の請求（法第28条の2第1項）を行うことが可能であり、日本年金機構においてその手続を案内している。当該請求が行われた場合には、請求に対する決定に関して不服があれば審査請求ができることとされており、請求者へ決定内容を通知する際にその旨を教示している。

- 標準報酬月額については、事業主から提出される算定基礎届に記載されている報酬月額に基づいて、機械的・客観的に算定されており、行政庁による裁量の余地はない。

なお、日本年金機構は、この算定基礎届の内容について、必要があれば事業所調査などにより確認している。

#### 4 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- 審査請求前置主義が規定されているので、審査請求できる期間を徒過すると訴訟もできなくなる。このため、訴訟の前に審査請求すべき旨を知らせることは、権利保障の観点から極めて重要である。
- 教示している事業所もあることから、そのような例も踏まえ、検討を求めるてもよいのではないか。

#### 5 行政評価局の意見

厚生労働省は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

(公印省略)

総評行第88号  
令和2年12月4日

厚生労働省 年金局長 殿

総務省 行政評価局長

### 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、別紙の1（相談内容）のとおり、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく標準報酬月額の被保険者への決定通知書で、決定に不服があれば不服申立てできることを教示してほしい、との相談がありました。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和2年3月6日第117回及び同年9月17日第118回）で検討した結果、当局としては、同会議の意見を踏まえ、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴省の措置結果については、令和3年1月29日（金）までにお知らせください。

#### 記

##### 1 制度概要及び調査結果等

別紙の2及び3参照

##### 2 改善の必要性

###### （1）行政苦情救済推進会議の主な意見

厚生年金保険の標準報酬月額の決定について審査請求できる旨を被保険者に教示することは、その権利保障の観点から必要であることに加え、働き方が多様化して兼業が進み、複数の事業主から報酬を得る者が増えると、教示の必要性は一層高まると考えられることから、厚生労働省に改善方策の検討を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があつた。

○ 審査請求前置主義が規定されているので、審査請求できる期間を超過すると訴訟もできなくなる。このため、訴訟の前に審査請求すべき旨を知らせる

ことは、権利保障の観点から極めて重要である。

- 教示している事業所もあることから、そのような例も踏まえ、検討を求めてよいのではないか。

(2) 当局の意見

厚生労働省は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

## 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について —制度概要及び調査結果等—

### 1 相談内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号、以下「法」という。）第 21 条の規定に基づく標準報酬月額の決定通知書は、保険者（日本年金機構）から事業主へ送られ、その後、被保険者に送付される仕組みになっているが、事業主に送られる決定通知書には教示事項（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てができるとの教示）があるものの、被保険者宛ての決定通知書には、教示事項が記載されていない。

事業主宛ての決定通知書には、標準報酬月額の内容を速やかに被保険者に伝えなければならないといった記載もあるが、被保険者の中には、標準報酬月額に不満のある者もあり、不服申立てができるとを被保険者宛ての決定通知書でも教示すべきではないか。

### 2 制度概要及び調査結果

#### (1) 標準報酬月額の定時決定について

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 か月間（4～6 月）の報酬月額を算定基礎届により厚生労働大臣（厚生労働大臣の権限に係る事務の委任により日本年金機構（法第 100 条の 4。以下同じ。）に届出し（法第 27 条）、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直している（定時決定）。決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用される（法第 21 条第 1 項、第 2 項）。

#### (2) 決定内容の通知について

厚生労働大臣は、標準報酬月額の決定を行ったときは、その旨を、報酬月額に関する届出義務（法第 27 条）を負っている事業主に通知しなければならない（法第 29 条第 1 項）。

また、事業主は、厚生労働大臣から標準報酬月額の決定の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない（法第 29 条第 2 項）。

事業主が上記の通知義務に反して正当な理由なく通知しなかった場合には、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（法第 102 条第 2 号）。

なお、事業主から被保険者等への通知方法や様式について定めた法令はないが、日本年金機構の HP には、以下のとおり、事業主から被保険者への

通知様式例が掲載されている。

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)						氏名	例示	
<input type="checkbox"/> 資格取得時の決定	平成	年	月	日	標準報酬月額	(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 定時決定	平成	年	月		従前の標準報酬月額	(健保)	(厚年)	千円
					決定後の標準報酬月額	(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 隨時改定	平成	年	月		従前の標準報酬月額	(健保)	(厚年)	千円
					改定後の標準報酬月額	(健保)	(厚年)	
<input type="checkbox"/> 賞与支払時の決定	平成	年	月	日	標準賞与額	(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/> 資格喪失日	平成	年	月	日				

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…  
 ・資格取得時の決定……資格取得時(入社)し被保険者となつた場合  
 ・定時決定……毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)  
 ・随時改定……報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)  
 ・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)  
 ・資格喪失日……退職日の翌日

平成 年 月 日	事業所所在地
	事業所名称
	事業主氏名

(参考) 事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例（日本年金機構 HP に掲載）

### (3) 標準報酬月額の決定に係る審査請求と教示について

法第 90 条は、「厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」としている。

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条第 1 項は、「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でするのは、この限りでない。」としている。

このため、報酬月額に関する届出義務及び保険料納付義務(法第 27 条、第 82 条第 2 項)を負っており「処分の相手方」である事業主に対し、厚生労働大臣は、行政不服審査法に基づき、上記 2(2) の通知により、決定に不服があるときは審査請求できる旨を教示(※)している。

## ※ 標準報酬決定通知書における教示事項

1 この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

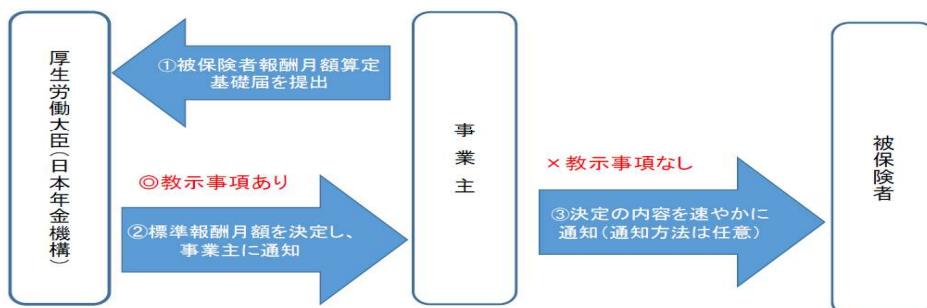
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から 2 か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があつたことを知った日から 6 か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

2 この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

(注) 日本年金機構の資料による。

なお、上記 2(1) 及び(2) の手続をまとめると、以下の図のとおりとなる。

図 標準報酬決定に係る手続の流れ



## 3 関係機関の意見等（厚生労働省年金局・日本年金機構）

### (1) 被保険者への教示について

法第 27 条、法第 29 条第 1 項、行政不服審査法第 82 条の規定を踏まえて、日本年金機構では、処分の相手方である事業主に送付する決定通知書に教示事項を記載している。また、被保険者にも、求めがあれば適切に教示している。

### (2) 被保険者への記録のお知らせについて

日本年金機構は、被保険者の権利保障の観点から、全ての被保険者に、毎年 1 回、直近 1 年間の年金の加入記録や標準報酬月額等を記載した「ねん

きん定期便」を送付し、自身の記録に誤り等がないかを確認いただいている。

仮に、自身の記録に誤り等があると考える場合には、処分が行われた日からの期間にかかわらず、年金記録の訂正の請求（法第28条の2第1項）を行うことが可能であり、日本年金機構においてその手続を案内している。当該請求が行われた場合には、請求に対する決定に関して不服があれば審査請求ができることとされており、請求者へ決定内容を通知する際にその旨を教示している。

### (3) 標準報酬月額の算定方法について

標準報酬月額については、事業主から提出される算定基礎届に記載されている報酬月額に基づいて、機械的・客観的に算定されており、行政庁による裁量の余地はない。

なお、日本年金機構は、この算定基礎届の内容について、必要があれば事業所調査などにより確認している。

## 本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声 読み上げ機能を付けたものにしてほしい

日本郵便株式会社は、行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえ、令和2年11月23日から、本人限定受取郵便物等を配達した際に視覚障がい者が不在だった場合、点字と音声コードにより本人限定受取郵便物等を郵便局で保管しているなどの情報をお知らせする「本人限定受取郵便物等到着通知カード」（以下「通知カード」という。）を差し入れる、新たな仕組みを導入。

### 1 日本郵便株式会社における公表等（別紙1）

当該改善措置をホームページで公表（令和2年11月24日）。

あわせて、受持配達区域に所在する視覚障がい者団体等への周知について、以下のとおり対応。

#### 【視覚障がい者団体への周知（順次周知中）】（別紙2）

- ① 受持配達区域に所在する視覚障がい者団体に、郵便物等の配達時に案内文を手交して通知カードについて周知。
- ② 受持配達区域内に居住する視覚障がい者に、郵便物等の配達時に、通知カード（及び点字不在配達通知カード）によるお知らせの希望の有無について声かけ。

### 2 当局の対応（別紙3-1及び3-2）

日本郵便株式会社の対応を踏まえ、当省行政苦情救済推進会議のホームページにおいて、改善措置の状況等を公表（令和2年11月24日）。  
あわせて、同日、ツイッターにより同情報を発信

## ○ 日本郵便株式会社ホームページ（令和2年11月24日公表）

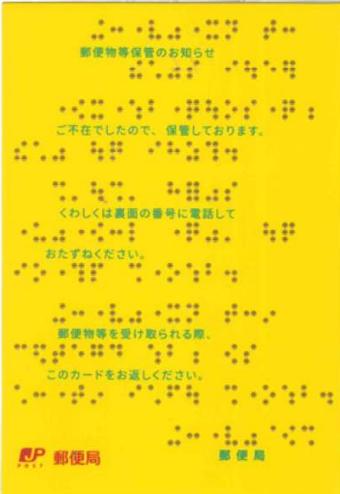


すべてを、お客さまのために。

### 点字の不在連絡票など（点字不在配達通知カード、本人限定受取郵便物等到着通知カード）

郵便物等の配達の際、ご不在などにより配達できなかった場合には、「ご不在連絡票」を郵便箱に差し入れることにより、お知らせしておりますが、目の不自由な方には、「点字不在配達通知カード」をご利用いただけます。また、本人限定受取郵便物等が到着したことを事前にお知らせする「本人限定受取郵便物等到着のお知らせ」を配達する際に、点字・音声コードを記載した「本人限定受取郵便物等到着通知カード」もご利用いただけます。

点字不在配達通知カード
本人限定受取郵便物等到着通知カード




✉ ビジネスで利用されるお客さまへ

🔍 便利な機能

✉ 郵便・荷物

商品・サービス

発送オプション

よくあるご質問

### ご利用方法

「点字不在配達通知カード」および「本人限定受取郵便物等到着通知カード」のご利用を希望されるお客さまは、「点字不在配達通知カード等利用届」を郵便局にご提出ください。なお、ご利用後の「点字不在配達通知カード」および「本人限定受取郵便物等到着通知カード」は、配達などの際に回収させていただきます。

 点字不在配達通知カード等利用届

URL<<https://www.post.japanpost.jp/service/fuzai/welfare/index.html>>

20※※年※月※日  
日本郵便株式会社

点字不在配達通知カード及び本人限定受取郵便物等到着通知カード  
ご利用のご案内

いつも郵便局をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
郵便局では、郵便物等の配達の際、ご不在等で配達できなかつた場合に、「ご不在連絡票」を郵便受箱等に差し入れることによりお知らせをしておりますが、目の不自由な方にご利用いただけるよう、「点字不在配達通知カード」をご用意しております。

また、本人限定受取郵便物等が到着したことをお知らせする「本人限定受取郵便物等到着のお知らせ」を配達する際に、点字・音声コードを記載した「本人限定受取郵便物等到着通知カード」もご利用いただけます。

「点字不在配達通知カード」及び「本人限定受取郵便物等到着通知カード」によるお知らせをご希望される場合は、最寄りの郵便局にご連絡くださいますよう、お願ひいたします。

※ ご不明な点がありましたら、次のお問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

○○郵便局○○部 (電話番号：＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊)

令和2年11月24日



視覚障害者向けに、点字・音声コードを付けた「本人限定受取郵便物等の到着のお知らせ版」(本人限定受取郵便物等到着通知カード)が新たに導入されます。

### —行政苦情救済推進会議の審議を踏まえた改善—

総務省行政評価局は、以下の行政相談を踏まえ、視覚障害者の社会的な障壁を除去する観点から、行政苦情救済推進会議で審議

#### 行政相談

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを入れた封筒に、音声コードを付け、視覚障害者が通知の内容を確認できるようにしてほしい。



目の不自由な方には、何が書いてあるのか  
分からぬよ・・・。



#### 行政苦情救済推進会議での審議

行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会(座長：松尾邦弘)。

審議状況 ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/kujyousuisin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html)



本人限定受取郵便物が郵便局に  
届いていると分かるようになるね！



#### 日本郵便株式会社の対応

令和2年11月23日から、本人限定受取郵便物等を配達した際に視覚障害者が不在だった場合、点字と音声コードで次のメッセージをお知らせする「本人限定受取郵便物等到着通知カード」を差し入れる、新たな仕組みを導入

※「本人限定受取郵便物等をお預かりしているので郵便局に御連絡をお願いします。」



#### 行政苦情救済推進会議の評価

技術の進歩を生活の改善にいかす今回の措置を評価するとともに、今後もこのような取組が、行政の様々な分野で広がっていくことに期待したい。

**※改善措置は次頁参照**

(本件に関する連絡先)

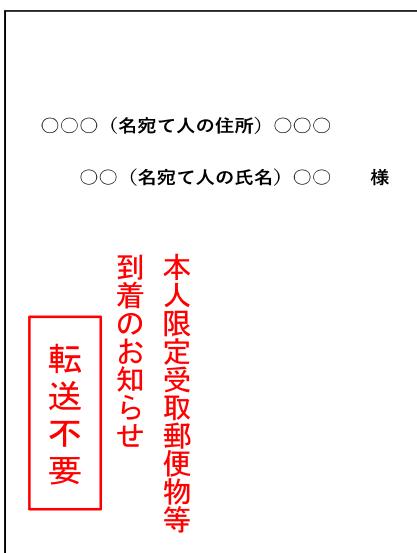
総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電話 : 03-5253-5111 (代表) 94

## 改善措置前

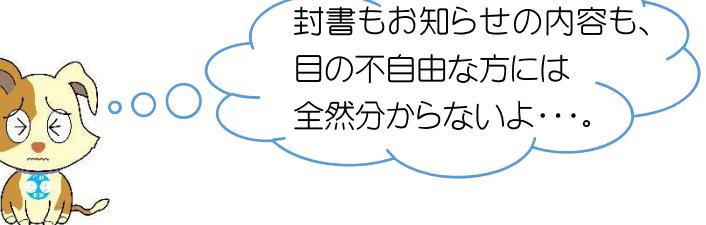
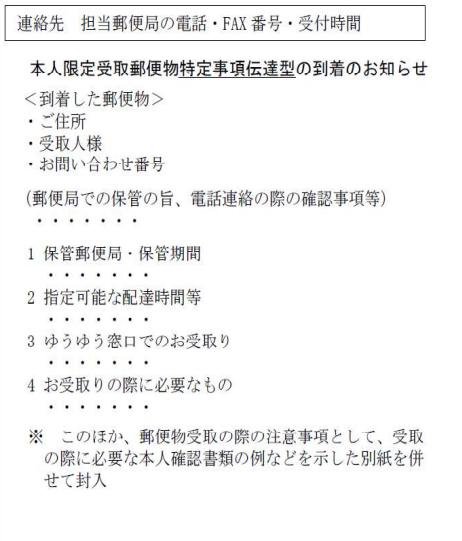
### 本人限定受取郵便物等における「郵便物等の到着のお知らせ」(現在)

#### 【到着のお知らせを封入した封筒の例】



(注) 実際には、郵便局での通信事務郵便の封筒を使用している。  
裏面には、差出郵便局名、住所等が記載されている。  
赤字はスタンプ。  
本イメージ図は当局において作成

#### 【到着のお知らせの例】



## 改善措置（日本郵便株式会社）

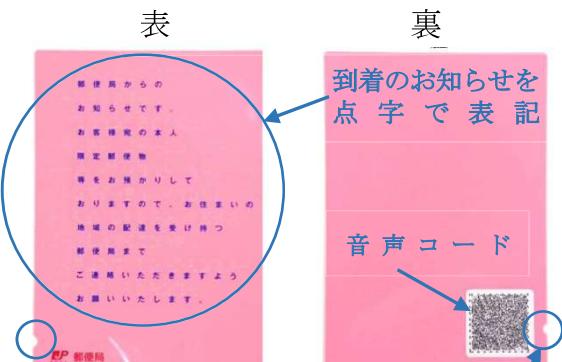
現在、書留等で受取人が不在の場合に使用している「点字不在配達通知カード」(黄色)を基に、点字と音声コードを付与した「本人限定受取郵便物等到着通知カード」(桃色)を新たに導入

#### 【点字不在配達通知カード】



表 裏

#### 【本人限定受取郵便物等到着通知カード】



音声コードを知覚するための切欠け

点字と音声コードによるお知らせがあると、本当に助かるね！

○ 改善措置にかかる総務省行政相談ツイッターでの情報発信



## 貸与型奨学生の保証人等における繰上返還手続の改善

### 1 相談内容（端緒：行政相談委員意見）

音信不通となっている息子に替わって、連帯保証人として奨学生を返還している父親（以下「相談者」という。）から、「奨学生の繰上返還をしたいが、独立行政法人日本学生支援機構に返還方法を問い合わせたところ、同機構から『繰上返還は、本人の同意がなければ認められない。』と言われて返還手続ができなかった。」との相談を受けた。

連帯保証人には奨学生を返還する意思があるにもかかわらず、本人の同意がなければ繰上返還できない制度は見直す必要がある。

（注）本件は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条に基づき、長崎行政監視行政相談センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。なお、本相談に関しては、長崎行政監視行政相談センターから独立行政法人日本学生支援機構に照会したところ、相談者の繰上返還に係る再検討が行われ、例外的に繰上返還が認められている。

### 2 事務局の問題意識及び対応

本件のような連帯保証人は、債権者から直接、債務の履行を求められる立場にあるため、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 474 条第 2 項により「債務者の意思に反して弁済をすることができない」とされている「正当な利益を有するものでない第三者」には当たらず、奨学生の被貸与者本人の同意がなくても繰上弁済ができるのではないか。

そこで、有識者との意見交換（検討会）も踏まえ、本問題意識につき、独立行政法人日本学生支援機構へ照会を行った。

その結果、以下のとおり同機構からの回答があり、本件について、運用の改善が図されることとなった。



#### 独立行政法人日本学生支援機構の回答

- (1) 連帯保証人からの繰上返還の申し出に対して、奨学生本人の同意を求めていたのは、事後のトラブル回避を目的としたものだが、改めて確認したところ、指摘のとおり、連帯保証人は債務を弁済するに当たっての「正当な利益」を有する者であることから、民法第 474 条第 2 項及び第 3 項の適用を受けないため、「債権者の意思」にかかわらず、本人の同意は要しないものと考えられる。
- (2) この考え方に基づき、令和 2 年 12 月 1 日から、従来の運用を変更したい。

## ○ 関係法令等

### (1) 独立法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

#### 第 3 条（機構の目的）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行う（以下、省略）。

#### 第 13 条（業務の範囲）

機構は、第 3 条の目的達成するため、次の業務を行う。

- 1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。（以下、2～10 省略）

#### 第 14 条（学資の貸与）

前条第一項第一の号に規定する学資として貸与する資金（以下「奨学金」という。）は、無利息学資金（以下第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

#### 第 15 条（返還の条件等）

学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

### (2) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）

#### 第 5 条（返還の期限等）

- 1 法第 14 条第 1 項の学資金（以下単に「学資金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

### (3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）

#### 第三編 債権

##### 第 474 条【第三者の弁済】

- 1 債務の弁済は、第三者もすることができます。
- 2 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかつたときは、この限りでない。
- 3 前項に規定する第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知つていたときは、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

##### 第 499 条【弁済による代位の要件】

債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。